

広島市地域防災計画・広島市水防計画 (令和8年4月修正) 新旧対照表①

※ 計画の内容に影響がない以下の軽微な修正は、事務局において修正する。

- ・ 対応に影響しない数値の時点修正
- ・ 組織改正に伴う組織名称の修正 など

広島市地域防災計画・広島市水防計画(令和8年4月修正)の修正(案)目次①

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第1章_総則	第2節_防災業務実施上の基本理念及び基本原則	第2_基本原則	1
基本・風水害対策編	第1章_総則	第3節_処理すべき事務又は業務の大綱	第4_指定地方行政機関	2
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第1_洪水予防対策	3-5
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第3_内水氾濫・滞水予防対策	6
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第4_土砂災害・宅地災害等の予防対策	7
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第5節_防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	第1_防災拠点施設等の機能確保	8
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	第4_避難場所等の基準	9-10
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表(地震・津波・大火)	11
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	指定避難所一覧表	12-13
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第7節_防災教育・訓練及び調査研究	第3_防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮	14
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第7節_防災教育・訓練及び調査研究	第4_災害教訓の伝承	15
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第9節_要配慮者に係る災害の予防対策	第3_避難行動要支援者に係る支援体制	16
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第15節_廃棄物・土砂の処理体制の整備	第1_災害廃棄物処理計画の策定	17
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部	18
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部(表3-2-2-(1))	19
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部(表3-2-2-(2))	20-24
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部(表3-2-3)	25
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第1_情報の収集・伝達体制	26-28
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_気象情報等の収集及び伝達 表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 警報・注意報発表基準一覧表	29-41
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第3_災害情報の収集・伝達及び報告	42-45
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第5節_避難対策	第8_市域外への避難者の受入要請	46
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第5節_避難対策	第9_指定避難所の開設・運営	47-49
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第5節_避難対策	第10_在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援	49
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第6節_食品・生活必需品の給与等	第1_救援物資の取得	50-53

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第6節__食品・生活必需品の給与等	第3__炊き出しその他による食品の給与	54-55
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第1__災害発生時の連絡系統	56
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第2__組織及び体制	57
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第7節__給水及び上水道施設応急対策	第3__給水対策	58
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第12節__医療・救護対策	第3__医療救護班等の編成及び活動	59
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第13節__保健衛生対策	第1__保健衛生対策部の設置	60
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第13節__保健衛生対策	第2__被災者の健康管理	61
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第17節__輸送対策	第1__道路交通応急対策	62-63
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第19節__住宅等応急対策	—	64
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第21節__文教対策	(新規)第4__D-E-S-Tの派遣要請及び派遣支援	65
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第1__公共的団体等への協力要請	66-68
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第3__指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請	69
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第4__他の地方自治体等応援職員の受援(人的受援)	70
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	第5__自衛隊への災害派遣要請	71
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第25節__応援要請及び協力要請	(新規)第7__他都市への応援派遣	72
基本・風水害対策編	第3章__災害応急対策	第27節__区の応急対策	第6__応急救助活動	73
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第1節__電力施設(中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター)	第9__応急復旧活動	74
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第1節__電力施設(中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター)	第10__広島市との連絡体制	75
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設(広島ガス株式会社)	第1__ガス施設の現況	76
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第2節__ガス施設(広島ガス株式会社)	別表4 災害対策本部の組織	77
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第3__広島高速交通株式会社	78
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第5__広島電鉄株式会社	79-82
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第4節__交通輸送施設	第8__瀬戸内海汽船株式会社	83-86
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第5節__放送機関	第1__日本放送協会広島放送局	87
基本・風水害対策編	第5章__公益事業等防災計画	第5節__放送機関	第5__株式会社テレビ新広島	88
基本・風水害対策編	(新規)第6章__新たな防災気象情報の運用開始後の対応について	—	—	89-104

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	頁 3
<p>第2 基本原則</p> <p>本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。</p> <p>1 本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、防災関係機関等の協力の下に、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。</p> <hr/> <p>2 県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。</p> <p>(略)</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正。</p>
<p>第2 基本原則</p> <p>本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。</p> <p>1 本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、防災関係機関等の協力の下に、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。</p> <p><u>そのため、本計画において、防災関係機関や公共的団体等が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどにより、当該団体との連携強化を図る。</u></p> <p>2 県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。</p> <p>(略)</p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 5
第4 指定地方行政機関 中国四国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、(略)	

修 正 後
修 正 理 由 令和7年6月に中国四国管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたため。
第4 指定地方行政機関 中国四国管区警察局、中国四国防衛局、 <u>中国四国管区行政評価局</u> 、中国総合通信局、 中国財務局、(略)

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 14
<p>第1 洪水予防対策</p> <p>2 河川の改修</p> <p>(1) 太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 中流部</p> <p>昭和47年7月の洪水による大災害を契機に、昭和50年4月、同51年5月及び52年4月の3回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の農業を守るための築堤護岸を施行することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。</p> <hr/> <p>エ 支川</p> <p>三篠川は、昭和40年6月、同年7月の再度にわたる大災害のため、昭和40年に緊急3箇年計画を策定して、災害復旧との合併施行より、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和42年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。</p> <hr/> <p>根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和43年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は蛇行で狭小であるうえ、堤防が低く老朽化が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。</p> <p>古川は、従来太田川の洪水時の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和44年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成及びクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。</p>	

修正後	
修正理由 ・整備に進展があったため。	
<p>第1 洪水予防対策</p> <p>2 河川の改修</p> <p>(1) 太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 中流部</p> <p>昭和47年7月の洪水による大災害を契機に、昭和50年4月、同51年5月及び52年4月の3回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の農業を守るための築堤護岸を施行することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。 <u>また、平成17年9月の洪水を契機に、床上浸水の対策も進めている。</u></p> <hr/> <p>エ 支川</p> <p>三篠川は、昭和40年6月、同年7月の再度にわたる大災害のため、昭和40年に緊急3箇年計画を策定して、災害復旧との合併施行より、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和42年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。 <u>また、平成30年7月豪雨による浸水被害を踏まえ、段階的な堤防整備や河道掘削を行っており、令和7年6月には1,200m³/s河道が完成し、引き続き1,600m³/s河道の整備を進める予定である。</u></p> <p>根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和43年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は蛇行で狭小であるうえ、堤防が低く老朽化が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。</p> <p>古川は、従来太田川の洪水時の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和44年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成及びクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。</p>	

修正前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

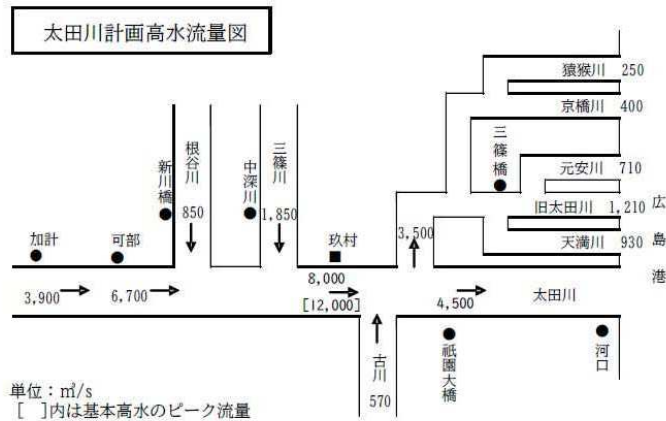
第2節 風水害予防計画

頁

14

オ 太田川計画高水流量

平成19年の太田川河川整備基本方針の施行にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において 12,000^{m³/s} とし、このうち流域内の洪水調節施設により 4,000^{m³/s} を調節し、河道への配分量を 8,000 ^{m³/s} とした。計画高水流量は、加計において 3,900 ^{m³/s} とし、下流支川と合わせ、可部において 6,700 ^{m³/s}、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において 8,000^{m³/s} とし、大芝において旧太田川に 3,500^{m³/s} を分派し、太田川（放水路）は河口まで 4,500^{m³/s} とした。なお、支川の計画高水流量は三篠川において 1,850 ^{m³/s}、根谷川において 850 ^{m³/s}、派川の古川において 570 ^{m³/s} とした。



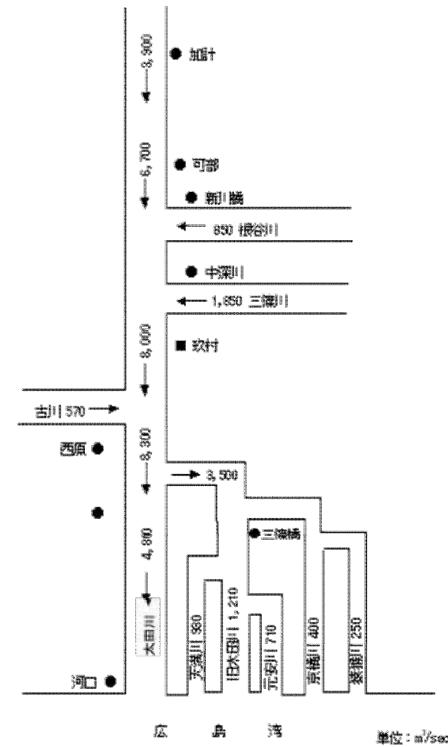
修正後

修正理由

・太田川水系河川整備基本方針変更のため。

オ 太田川計画高水流量

令和6年の気候変動を踏まえた太田川水系河川整備基本方針の変更にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において 14,300^{m³/s} とし、このうち流域内の洪水調節施設により 6,300^{m³/s} を調節し、河道への配分量を 8,000 ^{m³/s} とした。計画高水流量は、加計において 3,900 ^{m³/s} とし、下流支川と合わせ、可部において 6,700 ^{m³/s}、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において 8,000^{m³/s} とし、玖村地点の下流の支川古川からの流量を合わせ、8,300^{m³/s} とした。なお、市内派川分派点において旧太田川に 3,500^{m³/s} を分派し、太田川（放水路）は河口まで 4,800^{m³/s} とした。



修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 20
第3 内水氾濫・滞水予防対策 1～2 (略) 3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》 浸水による被害軽減を図るため、 <u>順次浸水発生頻度の高い地区から</u> 浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。 4～5 (略)	

修正後	
修正理由 令和3年7月の水防法改正を受け、雨水出水浸水想定区域の指定・公表を令和7年度末に予定していることから、修正を行うものである。（水防法第14条の2）	
第3 内水氾濫・滞水予防対策 1～2 (略) 3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》 浸水による被害軽減を図るため、 <u>市街化区域内の公共下水道整備区域において、</u> 浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。 4～5 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 22
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>4 宅地造成等による災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 宅地造成等による盛土等への規制と指導</p> <p>令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、令和5年5月に宅地造成等規制法（宅造法）（昭和36年法律第191号）が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へと改正・改称されたため、本市では同法に基づき、令和7年4月に市内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、宅地造成等による盛土等に対して同法に基づく規制へ移行した。</p> <p>盛土規制法に基づく規制区域内において行われる盛土等に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</p> <p>なお、令和6年10月現在、改正前の宅造法に基づく宅地造成工事規制区域内で工事中の宅地造成地は52か所、442.77haとなっている。（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照）</p> <p>こうした状況を踏まえ、盛土等による災害を防止するため、盛土等を行う関係者に対して、次の指導と規制を行う。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点の修正を行う。	
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>4 宅地造成等による災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 宅地造成等による盛土等への規制と指導</p> <p>令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、令和5年5月に宅地造成等規制法（宅造法）（昭和36年法律第191号）が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へと改正・改称されたため、本市では同法に基づき、令和7年4月に市内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、宅地造成等による盛土等に対して同法に基づく規制へ移行した。</p> <p>盛土規制法に基づく規制区域内において行われる盛土等に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。</p> <p>なお、令和7年10月現在、改正前の宅造法及び盛土規制法に係る工事中の宅地造成地等は43か所、196.95haとなっている。（広島市水防計画別表第5「3 未完成の宅地造成地」参照）</p> <p>こうした状況を踏まえ、盛土等による災害を防止するため、盛土等を行う関係者に対して、次の指導と規制を行う。</p>	

修 正 前		
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁	29
第1 防災拠点施設等の機能確保 (略) 1 防災拠点施設 (1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」 (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」		
区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所、指定避難所
救援物資 備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策 用資機材等の物資を備えておく 機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島サッ カースタジアム防災倉庫、広島市民球場防災 備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる 機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、 広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内 港地区、太田川河川敷
救援物資 補給輸送拠点 (2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・ 医薬品等救援物資の受入及び集 配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能 な施設、広島みなど公園・メッセパシオン等交 流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区 スポーツセンター・広島市総合屋内プール、 安佐北区スポーツセンター
災害ボランテ ィア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点 としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉セ ンター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する 拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼 用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避 難場所、指定避難所

修 正 後		
修 正 理 由		
広島市北部地区学校給食センターへの備蓄倉庫の新設に伴う表中への施設名称の追記のため		
第1 防災拠点施設等の機能確保 (略) 1 防災拠点施設 (1) 「発災直後から災害対応の中核となる施設」 (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」		
区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所、指定避難所
救援物資 備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策 用資機材等の物資を備えておく 機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島サッ カースタジアム防災倉庫、広島市民球場防災 備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、 広島市北部地区学校給食センター備蓄倉庫
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる 機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、 広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内 港地区、太田川河川敷
救援物資 補給輸送拠点 (2次拠点)	○ 食料・飲料水・生活必需品・ 医薬品等救援物資の受入及び集 配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能 な施設、広島みなど公園・メッセパシオン等交 流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区 スポーツセンター・広島市総合屋内プール、 安佐北区スポーツセンター
災害ボランテ ィア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点 としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉セ ンター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する 拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼 用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避 難場所、指定避難所

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 33
<p>第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア ～ エ (略)</p> <p>オ 津波</p> <p>広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <hr/> <p>なお、施設については、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。</p> <p>カ ～ (略)</p>	

修 正 後
修 正 理 由
津波災害警戒区域内の施設を津波に対応した指定緊急避難場所に指定するための修正
<p>第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア ～ エ (略)</p> <p>オ 津波</p> <p>広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。</p> <p><u>ただし、津波災害警戒区域内の津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び法施行規則第31条第1号に基づき定められている基準を満たす施設であって、想定される浸水深以上の高さに避難スペースを有する施設は指定することができる。</u></p> <p>なお、施設については、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。</p> <p>カ ～ (略)</p>

修正前

基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）	頁 49～52
---	----------------

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
(略)							
3	広島サッカースタジアム (エディオンピースウイング広島)	中区	基町15-2-1	コンコース等	○	○	—
(略)							
16	旧広島市民球場跡地イベント広場 (ひろしまゲートパークプラザ)	中区	基町5	公園	○	—	○
(略)							
71	広島市民球場(マツダスタジアム)	南区	南蟹屋町二丁目3-1	球場内・正面ゲート付近	○	—	○
(新規)							

修正後

修正理由 指定緊急避難場所の追加・更新による。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
(略)							
3	広島サッカースタジアム (EDION PEACE WING HIROSHIMA)	中区	基町15-2-1	コンコース等	○	○	—
(略)							
16	旧広島市民球場跡地イベント広場 (HIROSHIMA GATE PARK PLAZA)	中区	基町5	公園	○	—	○
(略)							
71	広島市民球場(MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島)	南区	南蟹屋町二丁目3-1	球場内・正面ゲート付近	○	—	○
72	広島競輪(アーバンサイクルパークス広島)	南区	南区宇品海岸三丁目6	周辺駐車場、光路田	○	—	○

修正前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第6節 避難体制の整備

指定避難所一覧表

頁

53～57

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
10	千田	中区スポーツセンター	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	1,062
(略)						
12	中島	アステールプラザ	中区	加古町4-17	4階大広間	1,822
(略)						
135	伴	安佐南区スポーツセンター	安佐南区	伴東三丁目13-16	大・小体育室・柔剣道場	1,280

修正後

修正理由

指定避難所の追加・更新による。

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
10	千田	中区スポーツセンター (コジマホールディングス中区スポーツセンター)	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	1,062
(略)						
12	中島	アステールプラザ(JMSアステールプラザ)	中区	加古町4-17	4階大広間	1,822
(略)						
135	伴	安佐南区スポーツセンター (フローバグループ安佐南区スポーツセンター)	安佐南区	伴東三丁目13-16	大・小体育室・柔剣道場	1,280

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備 第14 避難体制整備の推進	頁 57
指定避難所一覧表 No.180 【小学校区】湯来東 <u> </u> No.181 【小学校区】湯来西 <u> </u>	

修 正 後
修 正 理 由 湯来西小学校の閉校に伴い、湯来西小学校区は、湯来東小学校に統合され、避難情報の発令名称等は、それぞれ、「湯来西地区」、「湯来東地区」という名称に変更して運用している。
指定避難所一覧表 No.180 【小学校区】湯来東 <u>地区</u> No.181 【小学校区】湯来西 <u>地区</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 61
<p>第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》</p> <p>防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>被災時に</u>男女双方の視点に十分配慮することや、<u>指定</u>避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。</p>	

修正後	
修正理由 ・所要の修正のため	
<p>第3 防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》</p> <p>防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>被災時のみならず、平常時から</u>男女双方の視点に十分配慮することや、<u> </u>避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。</p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 61～62
<p>第4 災害教訓の伝承</p> <p>《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日、7月6日及び8月20日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。</p> <hr/> <hr/>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正。</p>
<p>第4 災害教訓の伝承</p> <p>《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した6月29日、7月6日及び8月20日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。</p> <p><u>市民においては、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。</u></p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第15節 廃棄物・土砂の処理体制の整備	頁 72
<p>第1 災害廃棄物処理計画の策定 《環境局環境政策課》 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、<u>同計画は、適宜検討を加え、必要な修正を行う。</u></p> <p>第2～第3 （略）</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由 ・防災基本計画の修正に対応するもの（別添1の69番）。</p>	
<p>第1 災害廃棄物処理計画の策定 《環境局環境政策課》 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、随時、計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>第2～第3 （略）</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 85
<p>第6 災害対策本部</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員</p> <p>ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。</p> <p>イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。</p> <p>当該専門職員は、<u>統制・検討班</u>員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。</p> <p>ウ 災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表3-2-4のとおり、本部等に情報連絡員を置く。</p> <p>エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	

修 正 後	
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>	
<p>第6 災害対策本部</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 組織及び運営 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員</p> <p>ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。</p> <p>イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。</p> <p>当該専門職員は、<u>総括班</u>員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。</p> <p>ウ 災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表3-2-4のとおり、本部等に情報連絡員を置く。</p> <p>エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第2節 災害応急組織の編成・運用

頁

87

第6 災害対策本部

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名	要員	分掌事務
総務班	危機管理室職員 企画総務局職員 経済観光局職員 会計室職員 消防局職員	〔庶務担当〕 1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関する事。 3 防災行政無線の放送支障に関する事。 〔広報担当〕 4 災害諸情報の広報に関する事。 5 報道機関による避難広報に関する事。 6 報道機関への放送の要請に関する事。
統制・検討班	危機管理室職員 市民局職員 消防局職員 専門職員（必要に応じて） 〔災害状況に応じて関係局等を要員に加える。〕	〔統制担当〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長指示及び伝達に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 〔検討担当〕 4 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 他の公共団体等への応援要請に関する事。
集計担当	危機管理室職員 財政局職員 市民局職員 健康福祉局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関する事。 2 避難状況の集計に関する事。
各局担当	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	3 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関する事。 4 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。
各区担当	危機管理室職員 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、及び都市整備局の係長相当職以上の職員	
監視班	危機管理室職員	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関する事。 2 防災行政無線の運用に関する事。
受援班	危機管理室職員 〔物的受援時には健康福祉局職員を加える。〕	応援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に関する事。 2 人的受援（一部の技術系・技能系職等の人的応援枠を除く）に関する総務省及び他自治体等との連絡調整に関する事。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関する事。 4 物的受援のための救援物資補給送拠点（2次拠点）の設置・運営の指揮・監督に関する事（救援物資補給送拠点（2次拠点）を設置する場合に限る）。

〔注〕危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。

修正後

修正理由

市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正

第6 災害対策本部

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班名	分掌事務	構成職員
総務班	〔庶務担当〕 1 災害対策本部事務局の庶務に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関する事。 3 本部員会議の開催及び運営に関する事。 4 行政機能に関する事。 5 人的受援（対口支援等）の調整に関する事。 〔広報担当〕 6 災害諸情報の広報に関する事。 7 報道機関による避難広報に関する事。 8 報道機関への放送の要請に関する事。	危機管理室、企画総務局、経済観光局、財政局の職員
統制・対策担当	〔統制担当〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長指示及び伝達に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 4 災害対策活動の検討に関する事。 5 受援対策に関する事。 6 安否不明者情報の処理に関する事。 7 各局・区等との情報共有及び調整に関する事。 8 避難対策に関する事。 〔検討担当〕 4 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 他の公共団体等への応援要請に関する事。	危機管理室、財政局、市民局、健康福祉局、会計室、消防局の職員 専門職員（必要に応じて） 〔災害状況に応じて関係局等を要員に加える。〕
集計担当	1 被害状況の収集及び集計に関する事。 2 避難状況の集計に関する事。	危機管理室、企画総務局、市民局、消防局の職員
各局担当	1 各局の応急対策等に関する事。 2 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関する事。 3 各局との連絡・調整に関する事。 4 市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局職員、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員
各区担当	1 区災害対策本部との連絡・調整に関する事。 2 市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員
監視班	1 気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関する事。 2 避難情報の整合に関する事。 3 情報通信システムの管理に関する事。	危機管理室の職員
受援班	応援を受けることを決定した場合に設置する。 1 人的受援の総括に関する事。 2 人的受援（一部の技術系・技能系職等の人的応援枠を除く）に関する総務省及び他自治体等との連絡調整に関する事。 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関する事。 4 物的受援のための救援物資補給送拠点（2次拠点）の設置・運営の指揮・監督に関する事（救援物資補給送拠点（2次拠点）を設置する場合に限る）。	危機管理室の職員 〔物的受援時には健康福祉局職員を加える。〕

※1 危機管理担当局長は、災害の種類や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。
 ※2 事務局の機内支援を含む。
 ※3 所管部局の被害状況の把握を含む。
 ※4 捜索・捜索・平準の検討、活動管理（部長ミーティング/活動記録等）、災害救助法関連等を含む。
 ※5 人的受援（自衛隊等の派遣調整要請、応援職員の要請等）、物的受援関連を含む。
 ※6 避難情報（避難者・避難所等）の収集・整理、避難場所等に関する検討・調整、備蓄物資に関する検討・調整を含む。

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第6 災害対策本部	頁 88
--	---------

第6 災害対策本部
1～表3-2-2 (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

		■福利課	1	<u>災害対策本部要員の食糧に関すること</u>
			2	災害対応に従事する職員の健康管理に関すること
			3	他課の応援に関すること

修 正 後

修 正 理 由 ・所要の修正のため。

第6 災害対策本部
1～表3-2-2 (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

		■福利課	1	<u>職員食堂に関すること</u>
			2	災害対応に従事する職員の健康管理に関すること
			3	他課の応援に関すること

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 90
---	-------------

第6 災害対策本部

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要

ア (略)

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	保健部 ■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関する事
		2 医療救護に関する事
		3 医薬品等の調達に関する事
		4 被災地の保健衛生に関する事
		5 環境衛生及び食品衛生の指導に関する事
		6 遺体の検案・火葬に関する事
		7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関する事
		8 所管施設の防護に関する事

修正後

修正理由 ・保健部が所管する保健衛生対策部の被災者支援を担う保健活動班を「保健活動班（保健センター）」から「保健活動班（地域支えあい課）」へ変更するため。
--

第6 災害対策本部

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要

ア (略)

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。

表3-2-2 (2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	保健部 ■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 地域支えあい課の業務の連携調整に関する事
		2 医療救護に関する事
		3 医薬品等の調達に関する事
		4 被災地の保健衛生に関する事
		5 環境衛生及び食品衛生の指導に関する事
		6 遺体の検案・火葬に関する事
		7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関する事
		8 所管施設の防護に関する事

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 90
---	-------------

第6 災害対策本部

- 1～4 (略)
表3-2-1 (略)
表3-2-2
(1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	(略)	(略)	(略)
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	(略)
		身体障害者更生相談所	<u>1</u> 他課の応援に関する事
		知的障害者更生相談所	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

修 正 後

修正理由 分掌事務に「所管施設の防護に関する事」が記載されていなかったため。

第6 災害対策本部

- 1～4 (略)
表3-2-1 (略)
表3-2-2
(1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	(略)	(略)	(略)
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	(略)
		身体障害者更生相談所	<u>1</u> 所管施設の防護に関する事 <u>2</u> 他課の応援に関する事
		知的障害者更生相談所	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 91
---	-------------

第6 災害対策本部
1～2 (略)
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。
(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要
ア (略)
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。
(2)～(9) (略)

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
こども 未来局	●こども未来調整課	(略)
	_____	_____
	■幼保企画課 保育園 認定こども園 ■幼保給付課	(略)
	(略)	

修 正 後

修 正 理 由

令和8年4月の組織改正に伴い、こども未来局に新設となる「こども・子育て政策室」が追加となるため。

第6 災害対策本部
1～2 (略)
3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第6号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。
(1) 災害対策本部の組織及び指揮の概要
ア (略)
イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表3-2-2のとおりとする。
(2)～(9) (略)

表3-2-2

- (1) (略)
(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
こども 未来局	●こども未来調整課	(略)
	<u>こども・子育て政策室</u>	<u>1 他課の応援に関すること</u>
	■幼保企画課 保育園 認定こども園 ■幼保給付課	(略)
	(略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 99
第6 災害対策本部 表3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局	
事務局担当任務	担 当 部 局 等
総務班(13)	<u>危機管理室(5)、企画総務局(4)、経済観光局(1)、会計室(1)、消防局(2)</u>
<u>統制・検討班(10)</u>	危機管理室(7)、市民局(1)、消防局(2)、専門職員(必要に応じた人数) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
情報班(37)	集計(11) 危機管理室(4)、 <u>財政局(2)</u> 、市民局(2)、 <u>健康福祉局(1)、消防局(2)</u>
	各局(14) <u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、子ども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(企画総務局にあっては2、その他の局にあっては各1)</u>
	各区(12) <u>危機管理室職員、企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局の係長相当職以上の職員(都市整備局にあっては2、その他の局にあっては各1)</u>
監視班(8)	危機管理室(8)
受援班	危機管理室(1~3) <u>統制・検討班、各区連絡班</u> の要員を配置換えする。 物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3 健康福祉局(1) <u>物的受援を行う場合に限る。</u> (救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、経済観光局(1)、道路交通局(1))

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第6 災害対策本部 表3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局	
事務局担当任務	担 当 部 局 等
総務班(14)	庶務担当 <u>危機管理室(4)、企画総務局(2)、経済観光局(1)、財政局(1)</u>
	広報担当 <u>危機管理室(2)、企画総務局(2)、消防局(2)</u>
総括班(49)	統制・対策担当(18) 危機管理室(14)、 <u>財政局(1)</u> 、市民局(1)、 <u>健康福祉局(1)、会計室(1)</u> 、消防局(2)、専門職員(必要に応じた人数) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
	情報担当(10) 危機管理室(5)、 <u>企画総務局(1)</u> 、市民局(2)、 <u>(削除)</u> 消防局(2)
	各区(8) <u>(削除)企画総務局(1)、財政局(1)、市民局(1)、健康福祉局(1)、環境局(1)、経済観光局(1)、都市整備局(2)</u> (削除)
	各局(13) <u>企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、子ども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(各1)</u>
監視班(9)	危機管理室(9)
受援班	危機管理室(1~3) <u>事務局</u> の要員を配置換えする。 物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3 健康福祉局(1) <u>(削除)</u> (救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、経済観光局(1)、道路交通局(1))

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

P107～110

第1 情報の収集・伝達体制

《危機管理室災害対策課》

1 情報の種類

(略)

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

通信施設	参照資料編番号	担当部署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
3 公用携帯電話	-	//
4 Eメール	-	//
5 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	-	//
7 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
8 移動無線機(MCA無線)	-	//
9 全国瞬時警報システム(J-ALEERT)	-	//
10 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
11 画像伝送システム	-	//
12 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2)	//
14 広島県総合行政通信網(防災行政無線・衛星通信)	3-3-4	危機管理室災害対策課
15 広島県防災情報システム	-	//
16 防災相互通信用無線局	-	//
17 衛星携帯電話	-	//
18 アマチュア無線	-	//
19 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
20 その他	-	//

(1)～(2) (略)

(3) 公用携帯電話

公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。また、携帯電話の通信回線にあっては、公共安全モバイルシステムの導入も検討する。

(4)～(7) (略)

(8) 移動無線機(MCA無線)

移動無線機(MCA無線)により、市災害対策本部、区役所や指定避難所等の情報伝達を行う。なお、MCA無線は、無線通信(単信)のほかに、無線機間の双方向通信(複信)、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。

(9)～(12) (略)

修正後

修正理由

防災行政無線(移動系)の更新整備にあたり、該当箇所の修正を行う。

担当部署の整理によるもの。

第1 情報の収集・伝達体制

《危機管理室災害対策課》

1 情報の種類

(略)

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

通信施設	参照資料編番号	担当部署
1 電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2 ホームページ	-	//
3 公用携帯電話	-	//
4 Eメール	-	//
5 市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
6 市防災情報共有システム	-	//
7 広島県震度情報ネットワークシステム	-	//
8 移動無線機(IP無線)	-	//
9 全国瞬時警報システム(J-ALEERT)	-	//
10 防災行政無線映像伝送端末等	-	//
11 画像伝送システム	-	//
12 ヘリコプターテレビ電送システム	-	消防局警防課
13 消防無線	3-3-3(2)	//
14 防災相互通信用無線局	-	//
15 広島県総合行政通信網	3-3-4	危機管理室災害対策課
16 広島県防災情報システム	-	//
17 衛星携帯電話	-	//
18 アマチュア無線	-	//
19 タクシー会社等民間無線通信施設	-	//
20 その他	-	//

(1)～(2) (略)

(3) 公用携帯電話

公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。_____

(4)～(7) (略)

(8) 移動無線機(IP無線)

公共安全モバイルシステムを通信回線とした移動無線機により、市災害対策本部、区役所、指定避難所等の間で情報伝達を行う。なお、無線通信(単信)、チャット、動画像送信等の機能が利用できる。

(9)～(12) (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 P107～110
<p><u>(14) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）</u></p> <p>ア 通信系統 <u>資料編3-3-4に示すとおり。</u></p> <p>イ 通信統制 <u>広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。</u></p> <p><u>(15) 広島県防災情報システム</u> <u>広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u></p> <p><u>(16) 防災相互通信用無線局</u> <u>災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。</u></p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>防災行政無線（移動系）の更新整備にあたり、該当箇所の修正を行う。 担当部署の整理によるもの。</p>
<p><u>(14) 防災相互通信用無線局</u> <u>災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。</u></p> <p><u>(15) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）</u></p> <p>ア 通信系統 <u>資料編3-3-4に示すとおり。</u></p> <p>イ 通信統制 <u>広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。</u></p> <p><u>(16) 広島県防災情報システム</u> <u>広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u></p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制	頁 111
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (20) その他 ウ 災害対策用移動通信機器の借用 災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、 総務省中国総合通信局 又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。 総務省中国総合通信局 が所有する災害対策用移動通信機器	
種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
電気通信事業者等が使用する通信機器	
種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
MCA	同上
エ 災害対策用移動電源車 の借用 災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から 移動電源車 の貸与を受ける。 総務省中国総合通信局 が所有する 災害対策用移動電源車	
種類	貸与条件等
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要
オ 臨時災害放送機器の借用 災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。	
種類	貸与条件等
臨時災害放送機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 運用経費：使用者が負担

修正後	
修正理由 ・組織名等の表記を整理・統一する。 ・中国総合通信局では、貸出用「中型移動電源車」（発電機一体型）の配備を令和7年度末で終了し、令和8年度からは「発電機」に変更するため。	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》 (20) その他 ウ 災害対策用移動通信機器の借用 災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、 中国総合通信局 又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。 中国総合通信局 が所有する災害対策用移動通信機器	
種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
電気通信事業者等が使用する通信機器	
種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
MCA	同上
エ 発電機 の借用 災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から 発電機 の貸与を受ける。 中国総合通信局 が所有する 発電機	
種類	貸与条件等
発電機 (LPG、ガソリン) (発電容量 2.2~2.8kVA)	機器貸与：無償（民間事業者の場合、有償） 運用経費：要
オ 臨時災害放送機器の借用 災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。 中国総合通信局 が所有する 臨時災害放送機器	
種類	貸与条件等
臨時災害放送機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 運用経費： 要

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 116~123
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 広島市中区 令和7年1月9日現在 広島市東区 令和7年1月9日現在 広島市南区 令和7年1月9日現在 広島市西区 令和7年1月9日現在 広島市安佐南区 令和7年1月9日現在 広島市安佐北区 令和7年1月9日現在 広島市安芸区 令和7年1月9日現在 広島市佐伯区 令和7年1月9日現在	

修 正 後
修 正 理 由 警報・注意報発表基準一覧表（広島県）を最新の「令和7年5月29日現在」に修正
表3-3-1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 広島市中区 令和7年5月29日現在 広島市東区 令和7年5月29日現在 広島市南区 令和7年5月29日現在 広島市西区 令和7年5月29日現在 広島市安佐南区 令和7年5月29日現在 広島市安佐北区 令和7年5月29日現在 広島市安芸区 令和7年5月29日現在 広島市佐伯区 令和7年5月29日現在 「P116~P123_警報・注意報発表基準一覧表（令和7年5月29日現在）.pdf」別添ファイル参照

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市中区	所県予報区	広島県	
	一次細分区域	南部	
警報	市町村等をまとめた地域 (土砂災害)	広島・呉	16
		表面雨量指数基準	118
		土壌雨量指数基準	118
		流域雨量指数基準	旧太田川流域=43.4, 天満川流域=23.9, 元安川流域=23.1, 京橋川流域=16.3
		複合基準*1	天満川流域=(9, 19.7)
		指定河川洪水予報 による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
		平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
		有義波高	2.5m
高潮	潮位 2.5m		
注意報		表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	87
		流域雨量指数基準	旧太田川流域=34.7, 天満川流域=19.1, 元安川流域=18.4, 京橋川流域=13 天満川流域=(6, 17.7)
		複合基準*1	天満川流域=(6, 17.7)
		指定河川洪水予報 による基準	—
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
		平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		有義波高	1.5m
		潮位	2.1m
注意報		落雷等により被害が予想される場合	
		視程	陸上 100m 海上 500m
		最小湿度35%で実効湿度65%	
		①降雪の深さ40cm以上	
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
		夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3	
		晩霜期 最低気温4℃以下*4	
		霜	
		着氷	
		着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上 気温:0℃~3℃
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和17年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市東区	所県予報区	広島県	
	一次細分区域	南郡	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	118
	流域雨量指数基準	府中大川流域=7.8, 矢口川流域=3.3, 小河原川流域=6.1, 戸坂川流域=4.1, 二又川流域=3.7	
	洪水	複合基準*1	—
		指定河川洪水予報	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
		指定河川洪水予報 による基準	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪 高潮	有義波高	
	潮位		
大雨	表面雨量指数基準	10	
	土壌雨量指数基準	87	
洪水	流域雨量指数基準	府中大川流域=6.2, 矢口川流域=2.5, 小河原川流域=4.8, 戸坂川流域=3.3, 二又川流域=3	
	複合基準*1	—	
注意報	強風	指定河川洪水予報 による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
		平均風速	12m/s
	大雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪 高潮	有義波高	
	雷	潮位	
	濃霧	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	視程	100m
	なだれ	最小湿度35%で実効湿度65%	
		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上 かつ ③最高気温10℃以上*2	
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3		
	晩霜期 最低気温4℃以下*4		
霜	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上		
着氷	気温:0℃~3℃		
着雪	1時間雨量	110mm	
記録的短時間大雨情報			

*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県	
	一次細分区域	南郡	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19
		土壌雨量指数基準	118
		流域雨量指数基準	猿猴川流域=15, 府中大川流域=13.1
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報 による基準	大田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕
	平均風速	陸上	20m/s
		海上	25m/s
	暴風雪	陸上	20m/s 雪を伴う
		海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高 2.5m	
	高潮	潮位 2.5m	
	大雨	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	87
		流域雨量指数基準	猿猴川流域=12, 府中大川流域=10.4
		複合基準*1	—
	洪水	指定河川洪水予報 による基準	
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高 1.5m	
	高潮	潮位 2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m
			海上 500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上	
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3	
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4	
	着氷	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上	
	着雪	気温:0℃~3℃	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和17年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市西区	所県予報区	広島県		
	一次細分区域	南都 広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	17	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	複合基準*1	八幡川(はちまんがわ)流域=6.8, 御幸川流域=6.7, 三滝川流域=3.4 太田川流域=(11, 51.8), 八幡川(はちまんがわ)流域=(11, 6.1)	
		指定河川洪水予報 による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	大雨	表面雨量指数基準	14	
	土壌雨量指数基準	85		
注意報	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(はちまんがわ)流域=5.4, 御幸川流域=5.3, 三滝川流域=2.6 太田川流域=(7, 46.6), 八幡川(はちまんがわ)流域=(7, 5.4), 御幸川流域=(7, 5.1)	
		複合基準*1	御幸川流域=(7, 5.1)	
		指定河川洪水予報 による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s	
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	視程	陸上 100m 海上 500m	
濃霧	最小湿度	35%で実効湿度65%		
乾燥	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2			
なだれ	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3 晩霜期 最低気温4℃以下*4			
低温	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上			
霜	気温:0℃~3℃			
着水				
着雪				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐南区	所県予報区	広島県	
	一次細分区域 (土砂災害)	南郡 広島・呉	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	18
		土壌雨量指数基準	116
	洪水	流域雨量指数基準	山本川流域=5.4, 古川流域=20.9, 安川流域=18.4, 奥畑川流域=6.7, 大塚川流域=8.2, 吉山川流域=12.8, 奥山本川流域=2.8, 新安川流域=3.8, 前原川流域=3.4, 堂の迫川流域=3.3
		複合基準*1	山本川流域=(10, 4.8), 奥畑川流域=(10, 6)
		指定河川洪水予報 による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
		平均風速	20m/s
	暴風	平均風速	20m/s 雪を伴う
	暴風雪	平均風速	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
大雨	表面雨量指数基準	14	
	土壌雨量指数基準	85	
洪水	流域雨量指数基準	山本川流域=4.3, 古川流域=16.7, 安川流域=14.7, 奥畑川流域=5.3, 大塚川流域=6.5, 吉山川流域=10.2, 奥山本川流域=2.1, 新安川流域=3, 前原川流域=2.6, 堂の迫川流域=2.5	
		複合基準*1	山本川流域=(6, 4.3), 奥畑川流域=(10, 5.3)
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	平均風速	12m/s	
	強風	平均風速	12m/s 雪を伴う
	風雪	平均風速	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	視程	100m	
濃霧	最小湿度35%で実効湿度65%		
乾燥	①降雪の深さ40cm以上		
なだれ	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期:最低気温-4℃以下*3		
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4		
着氷	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上		
着雪	気温:0℃~3℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区	広島県
	一次細分区域 市町村等をまとめた地域	南郡 広島・呉
大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	17
	土壌雨量指数基準	113
洪水	流域雨量指数基準	鈴張川流域=13.2, 吉山川流域=16.8, 小河内川流域=10.9, 根谷川流域=17.1, 南原川流域=9.5, 小河原川流域=10.1, 栄堂川流域=10.7, 山倉川流域=4.9, 行森川流域=5.8 矢口川流域=3.7, 三徳川流域=19.4, 大毛寺川流域=10.3, 奥迫川流域=2.9
	複合基準 *1	鈴張川流域=(8, 11.8), 南原川流域=(8, 8.5), 三徳川流域=(10, 19.3)
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流【土居・加計・飯室】, 太田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】, 三徳川【中深川】, 根谷川【新川橋】
	平均風速	20m/s
	平均風速	20m/s 雪を伴う
	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	有義波高	
	潮位	
	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	10 83
	流域雨量指数基準	鈴張川流域=10.5, 吉山川流域=13.4, 小河内川流域=8.7, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=7.6, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.5, 山倉川流域=3.9, 行森川流域=4.6, 矢口川流域=3, 三徳川流域=13.5, 大毛寺川流域=8.2, 奥迫川流域=2.2
複合基準 *1	鈴張川流域=(5, 10.5), 南原川流域=(8, 6.1), 三徳川流域=(9, 15.5)	
指定河川洪水予報 による基準	太田川上流【土居・加計・飯室】, 太田川下流【中野・矢口第一・祇園大橋】, 三徳川【中深川】, 根谷川【新川橋】	
平均風速	12m/s	
平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
液浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
副雪		
温霧	視程	100m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 *2	
低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期: 最低気温-4℃以下 *3	
霜	晩霜期 最低気温4℃以下 *4	
着氷	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上	
着雪	気温: 0℃~3℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安芸区	所県予報区	広島県		
	一次細分区域 (市町村等をまとめた地域)	南郡 広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	複合基準*1	瀬野川流域=17.8, 矢野川流域=9.2, 熊野川流域=10.9 瀬野川流域=(11, 16), 矢野川流域=(11, 8.2), 熊野川流域=(11, 9.8)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
波浪 高潮	有義波高	2.5m		
	潮位	2.5m		
大雨	表面雨量指数基準	14		
	土壌雨量指数基準	85		
洪水	流域雨量指数基準	瀬野川流域=14.2, 矢野川流域=7.3, 熊野川流域=8.7		
	複合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	瀬野川流域=(7, 14.2), 矢野川流域=(7, 7.3), 熊野川流域=(11, 7)		
強風	平均風速	陸上	12m/s	
		海上	15m/s	
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
		海上	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
		山地	12時間降雪の深さ25cm	
波浪	有義波高	1.5m		
	潮位	2.1m		
高潮	落雷等により被害が予想される場合			
	雷			
靄雪				
	濃霧			
乾燥	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
なだれ	①降雪の深さ40cm以上			
	②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2			
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い*3			
	冬期:最低気温-4℃以下*3			
霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4			
	着水	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上		
着雪	気温:0℃~3℃			
	1時間雨量		110mm	

記録的短時間大雨情報

- *1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- *2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
- *3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
- *4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和17年5月29日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 佐伯区	所県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	115	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=21.2, 石内川流域=10.8, 岡ノ下川流域=12.2, 打尾谷川流域=10.9, 水内川流域=30.2, 伏谷川流域=10.1, 樫毛川流域=5.7	
		複合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
波浪 高潮	有義波高	2.5m		
	潮位	2.5m		
大雨	表面雨量指数基準	14		
	土壌雨量指数基準	85		
洪水	流域雨量指数基準	八幡川(やはたがわ)流域=16.9, 石内川流域=6.6, 岡ノ下川流域=9.7, 打尾谷川流域=8.7, 水内川流域=24.1, 伏谷川流域=8, 樫毛川流域=4.6		
	複合基準*1 指定河川洪水予報 による基準	-		
強風	平均風速	陸上	12m/s	
		海上	15m/s	
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
		海上	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
		山地	12時間降雪の深さ25cm	
波浪 高潮	有義波高	1.5m		
	潮位	2.1m		
注意報	落雷等により被害が予想される場合			
	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%			
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
低温	夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い*3 冬期:最低気温-4℃以下*3			
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下*4		
着雪	24時間降雪の深さ:平地10cm以上 山地30cm以上			
	着雪	気温:0℃~3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 128
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～2 (略) 3 水防警報 (1)～(2) (略) (3) 国管理河川における津波に関する水防警報 ア 発表機関 略 イ 種類、内容及び発表時期 略 ウ 発表区間 発表区間：江波水位観測所 (4)～(5) (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ・間違っているため。
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～2 (略) 3 水防警報 (1)～(2) (略) (3) 国管理河川における津波に関する水防警報 ア 発表機関 略 イ 種類、内容及び発表時期 略 ウ 発表区間 発表区間：江波潮位観測所 (4)～(5) (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～3 (略) 4 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報 【関係法令・水防法第13条】 水位周知河川ごとに、所定の観測所で氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。ただし、旧太田川、元安川及び天満川の3河川においては、江波観測所で2.70m（高潮）、又は三篠橋観測所で <u> </u> 3.20m（洪水）の水位に到達した場合のみ発表される。	

修 正 後	
修 正 理 由 ・ 追記内容があるため。	
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～3 (略) 4 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報 【関係法令・水防法第13条】 水位周知河川ごとに、所定の観測所で氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。ただし、旧太田川、元安川及び天満川の3河川においては、江波観測所で2.70m（高潮）、又は三篠橋観測所で <u>2.80m（洪水）及び</u> 3.20m（洪水）の水位に到達した場合のみ発表される。	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 134
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダムなどの放流に関する情報	
<p>図3-3-3 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路</p>	

修正後	
修正理由 ・己斐出張所がなくなったため。	
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～4 (略) 5 ダムなどの放流に関する情報	
<p>図3-3-3 祇園水門の放流に関する通知の伝達経路</p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 139
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～7 (略) 8 土砂災害警戒情報 (1) (略) (2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した(群発的な土砂災害発生危険度が高まった)とき、市町単位(広島市においては、行政区単位)ごとに発表する イ (略) (3)～(5) (略)	

修正後	
修正理由 所要の修正のため。	
第2 気象情報等の収集及び伝達 1～7 (略) 8 土砂災害警戒情報 (1) (略) (2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した(降雨により予測可能な土石流発生危険度が高まった)とき、市町単位(広島市においては、行政区単位)ごとに発表する イ (略) (3)～(5) (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 149
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1) (略) (2) 被害情報の区分及び種別 ア～イ (略) ウ 災害情報の伝達経路 各災害情報の区分による伝達経路は次による。 なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（ 統制・検討班 ）へ直接報告する。 また、区災害対策本部は避難情報を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（ 統制・検討班 ）へ直接報告する。	

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1) (略) (2) 被害情報の区分及び種別 ア～イ (略) ウ 災害情報の伝達経路 各災害情報の区分による伝達経路は次による。 なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（ 総括班統制対策担当 ）へ直接報告する。 また、区災害対策本部は避難情報を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（ 監視班 ）へ直接報告する。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 150
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1)~(2) (略) (3) 国及び県への報告 災害対策基本法第53条第1項、同法施行令第21条及び同法施行規則第2条の規定並びに県地域防災計画に基づく国・県への被害状況報告については、危機管理室が分享する。 なお、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。	
[被害情報の報告要領]	

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 1 (略) 2 被害状況の報告 (1)~(2) (略) (3) 国及び県への報告 災害対策基本法第53条第1項、同法施行令第21条及び同法施行規則第2条の規定並びに県地域防災計画に基づく国・県への被害状況報告については、危機管理室が分享する。 なお、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。	
[被害情報の報告要領]	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 151
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 <p>1 人的被害情報の伝達経路</p> <p>① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部・<u>統制・検討班</u>へ電話報告（<u>統制・検討班</u> 81-6901～6902 ただし、<u>統制・検討班</u>が話中のときは、<u>情報班</u>各局担当へ報告） ・ 被害の詳細については、状況が判明次第、<u>統制・検討班</u>へ電話報告を行う。<u>統制・検討班</u>から要請があった場合、〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、<u>消防局情報通信端末</u>を市災害対策本部に持参し、<u>情報通信端末</u>を通じて情報の共有を行う。 <p>② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。</p> <p>③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部・<u>統制・検討班</u>へ電話報告（<u>統制・検討班</u> 81-6901～6902 ただし、<u>統制・検討班</u>が話中のときは、<u>情報班</u>各区担当へ報告） ・ 確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。 <p>④ 人的被害の通報報告を受けた<u>統制・検討班</u>は、(1)<u>情報班集計担当</u>、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（<u>掲示</u>）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、<u>情報班集計担当</u>の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥ <u>情報班集計担当</u>は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を<u>県危機管理課</u>へ報告する。 <u>統制・検討班</u>は、人的被害情報を<u>自衛隊</u>へ情報提供する。</p> <p>⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。</p> <p>⑧ <u>情報班集計担当</u>は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。</p> <p>⑨ <u>情報班</u>各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。</p> <p>⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。</p>	

修 正 後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告 <p>1 人的被害情報の伝達経路</p> <p>① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部・<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告（<u>総括班統制・対策担当</u> 81-6915～6918 ただし、<u>総括班統制・対策担当</u>が話中のときは、<u>総括班</u>各局担当へ報告） ・ 被害の詳細については、状況が判明次第、<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告を行う。<u>総括班統制・対策担当</u>から要請があった場合、〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、<u>消防隊タブレット</u>を市災害対策本部に持参し、<u>タブレット</u>を通じて情報の共有を行う。 <p>② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。</p> <p>③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部・<u>総括班統制・対策担当</u>へ電話報告（<u>総括班統制・対策担当</u> 81-6915～6918 ただし、<u>総括班統制・対策担当</u>が話中のときは、<u>総括班</u>各区担当へ報告） ・ 確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。 <p>④ 人的被害の通報報告を受けた<u>総括班統制・対策担当</u>は、(1)<u>総括班情報担当</u>、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（<u>掲示</u><u>や防災情報共有システム（クロノロジー）に入力など</u>）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、<u>総括班情報担当</u>の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥ <u>総括班情報担当</u>は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を<u>県危機管理課</u>へ報告する。 <u>総括班統制・対策担当</u>は、人的被害情報を<u>災害対策本部事務局にリエゾンとして派遣された自衛隊等</u>へ情報提供する。</p> <p>⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。</p> <p>⑧ <u>総括班情報担当</u>は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。</p> <p>⑨ <u>総括班</u>各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。</p> <p>⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 165
<p>第8 市域外への避難者の受入要請 《危機管理室災害予防課》</p> <p>1 県内他市町への受入要請</p> <p>(1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）と協議する。</p> <p>県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく報告する。</p> <p>(2) 市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告する。</p> <p>(3) 本市避難者に対しては、協議先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(4) 市長は、広域一時滞在の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示するとともに、県知事に報告する。</u></p> <p>2 県外市町村への受入要請</p> <p>(1) 市長は、災害が発生し、<u>県外市町村における広域一時滞在</u>の必要がある場合は、県知事に対し、他の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。</p> <p>(2) 市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。</p> <p>(3) 本市避難者に対しては、協議先の<u>市町村</u>と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(4) 市長は、<u>県外市町村における広域一時滞在</u>の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を県知事に報告し、公示するとともに、内閣府令で定める者に通知する。</u></p>	

修 正 後
修 正 理 由 防災基本計画等修正に対応 文書体裁を防災基本計画に合わせて修正
<p>第8 市域外への避難者の受入要請 《危機管理室災害予防課》</p> <p>1 県内他市町への受入要請</p> <p>(1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）と協議する。</p> <p>県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく報告する。</p> <p>(2) 市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告する。</p> <p>(3) 本市避難者に対しては、協議先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。</p> <p><u>(4) 市長は、協議先市町長との間で、本市避難者に関する必要な情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(5) 市長は、広域一時滞在の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示するとともに、県知事に報告する。</u></p> <p>2 県外市町村への受入要請</p> <p>(1) 市長は、災害が発生し、<u>他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「<u>県外広域一時滞在</u>」という。）</u>の必要がある場合は、県知事に対し、他の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。</p> <p>(2) 市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。</p> <p>(3) 本市避難者に対しては、協議先の<u>県外市町村</u>と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。</p> <p><u>(4) 市長は、協議先の県外市町村長との間で、本市避難者に関する必要な情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(5) 市長は、<u>県外広域一時滞在</u>の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を県知事に報告し、公示するとともに、内閣府令で定める者に通知する。</u></p>

修正前

基本・風水害対策編
第3章 災害応急対策
第5節 避難対策

頁
165

第9 指定避難所の開設・運営

1 指定避難所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として_____派遣する。

2 指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

(1) 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる_____。

なお、_____。

そこでの滞りが困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

(2) 区長は、_____避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

修正後

修正理由

- ・震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策との記載内容の整合を図るため。
- ・避難所の運営について人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）への配慮を記載
- ・在宅・車中泊避難者への支援を原則として開設した避難所において行うこととし、そのことを記載

第9 指定避難所の開設・運営

1 指定避難所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として当該指定避難所へ派遣する。

2 避難状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

(1) 区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

(2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

(3) 区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。

3 指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

(1) 区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たるとともに、速やかに避難所の電気、上水道施設、下水道施設などのライフラインの被害状況を確認し、被害の種別に応じて市災害対策本部に報告する。

なお、下水道施設の被害を確認した場合は、必要に応じて、避難所の既設トイレの使用禁止や避難所に備蓄する携帯トイレ、簡易トイレの活用などにより、トイレの衛生環境の確保に努める。

開設した避難所での滞りが困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

(2) 管理要員は、当該指定避難所の施設の管理者及び避難者の自主防災組織等と連携して、施設のうち、使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に知らせる。避難者はそれに基づき、占有場所を決めることとなるが、その際、要配慮者については、占有場所について配慮する。

(3) 区長は、管理要員を通じて、あるいは電話等を通じて、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策	頁 166
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(5) 指定避難所での要配慮者に対する配慮については基本・風水害対策編「第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。</p> <hr/> <hr/> <p>(6) 健康福祉局長は、<u>指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。</u></p> <p>(7) 道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。</p> <p>(8) 健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。</p> <p>(9) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 避難状況等の報告</p> <p>(1) <u>区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。</u></p> <p>(2) <u>区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。</u></p> <p>(3) <u>区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。</u></p> <p>4 男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 (略)</p> <p>第10 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとする。</p> <hr/> <p>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ・震災対策編 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策との記載内容の整合を図るため。 ・避難所の運営について人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）への配慮を記載 ・在宅・車中泊避難者への支援を原則として開設した避難所において行うこととし、そのことを記載
<p>(8) <u>仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。また、トイレについては、避難者数に応じて必要な基数を確保するよう努めるものとし、確保したトイレは男女別に割り振る基数にも配慮する。</u></p> <p>(9) 指定避難所での要配慮者に対する配慮については基本・風水害対策編「第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等 第1 要配慮者の安否確認と要望の把握 3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。</p> <p>(10) <u>指定避難所での生活が困難と認められる要配慮者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。</u></p> <p>(11) 健康福祉局長は、<u>被災者への入浴支援について検討する。</u></p> <p>(12) 道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。</p> <p>(13) 健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。</p> <p>(14) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 (略)</p> <p>第10 在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援 《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとし、<u>本市によるこれらの支援は、原則として開設した避難所において行う。</u></p> <hr/> <p>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 167
<p>第1 救援物資の取得 (略)</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 (略)</p> <p>分散備蓄の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。</p> <p>集中備蓄の活用は、市長（災害対策本部事務局統制・検討班）が行う。なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</p> <p>2 域内での救援物資調達 (略)</p> <p>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</p> <p>(1) 区災害対策本部で行う場合</p> <p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑨ 調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。</p>	

修正後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
<p>第1 救援物資の取得 (略)</p> <p>1 市備蓄救援物資の活用 (略)</p> <p>分散備蓄の活用は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。</p> <p>集中備蓄の活用は、市長（災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）が行う。なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。</p> <p>2 域内での救援物資調達 (略)</p> <p>この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</p> <p>(1) 区災害対策本部で行う場合</p> <p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑨ 調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。</p>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 168
第1 救援物資の取得 1 (略) 2 域内での救援物資調達 (1) (略) (2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合	
<p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑥ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。</p> <p>域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。</p>	

修正後	
修正理由 市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正	
第1 救援物資の取得 1 (略) 2 域内での救援物資調達 (1) (略) (2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合	
<p>(注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。 ⑥ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。</p> <p>域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。</p>	

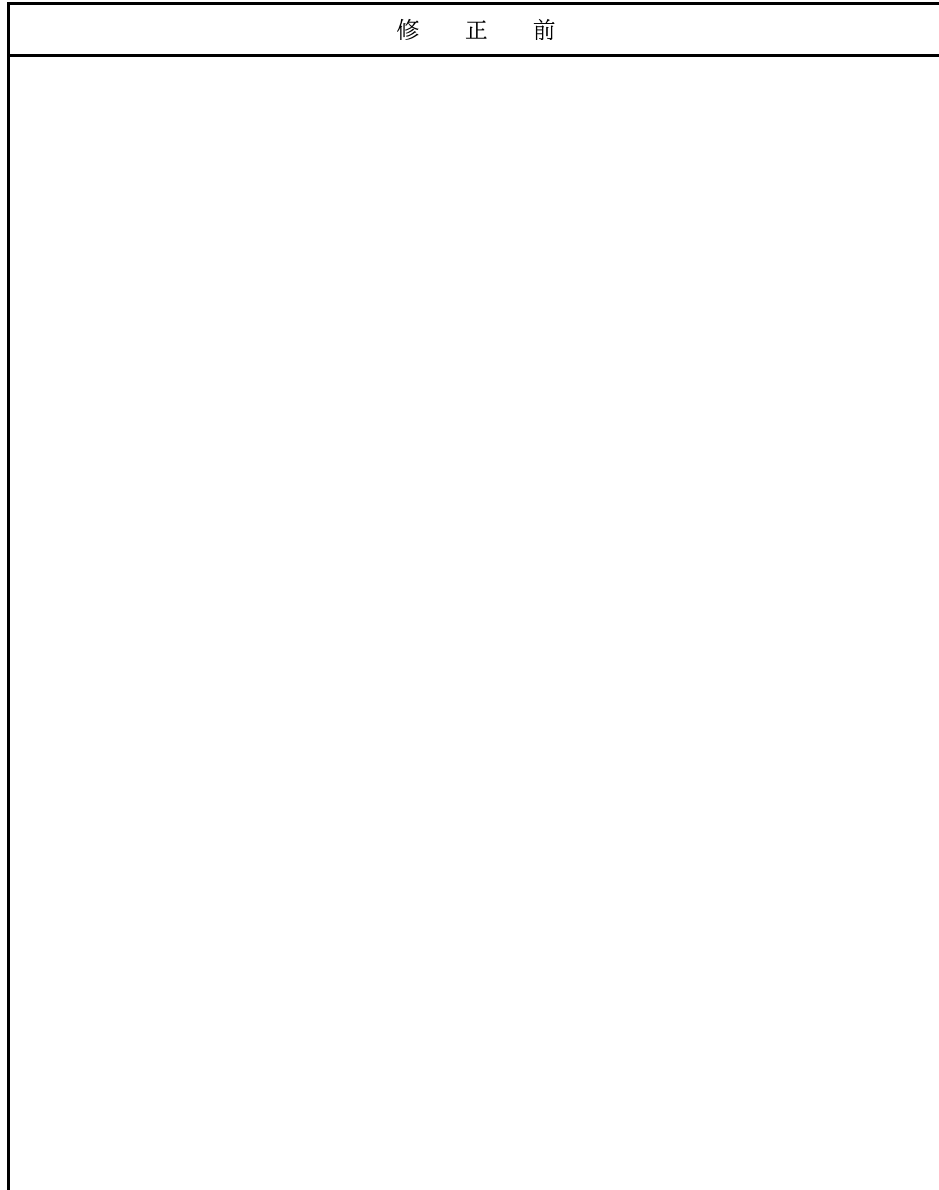
修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 168-169
第1 救援物資の取得 1～2 (略) (資料編) 参考産地-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産地-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール㈱西日本カンパニー、マックスバリュ西日本㈱、生協ひろしま、㈱イズミ、㈱ファミリーマート、フレスタグループ、㈱福屋) 参考産地-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 (一社)広島県LPガス協会) 参考産地-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産地-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 参考産地-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター) 参考産地-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ローソン) 参考産地-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジュンテンドー) 参考産地-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (コーナン商事株式会社) <hr/> <hr/> <hr/> (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 新たに協定を締結したため。	
第1 救援物資の取得 1～2 (略) (資料編) 参考産地-1 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書 (協同組合広島総合卸センター) 参考産地-2～8 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (イオンリテール㈱西日本カンパニー、マックスバリュ西日本㈱、生協ひろしま、㈱イズミ、㈱ファミリーマート、フレスタグループ、㈱福屋) 参考産地-9 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定 (一社)広島県LPガス協会) 参考産地-10 災害時における量の調達及び供給に関する協定 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会) 参考産地-11 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書 (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 参考産地-12 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター) 参考産地-13 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ローソン) 参考産地-14 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (株式会社ジュンテンドー) 参考産地-15 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (コーナン商事株式会社) <u>参考産地-16 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書</u> <u>(コストコホールセールジャパン株式会社)</u> (略)	

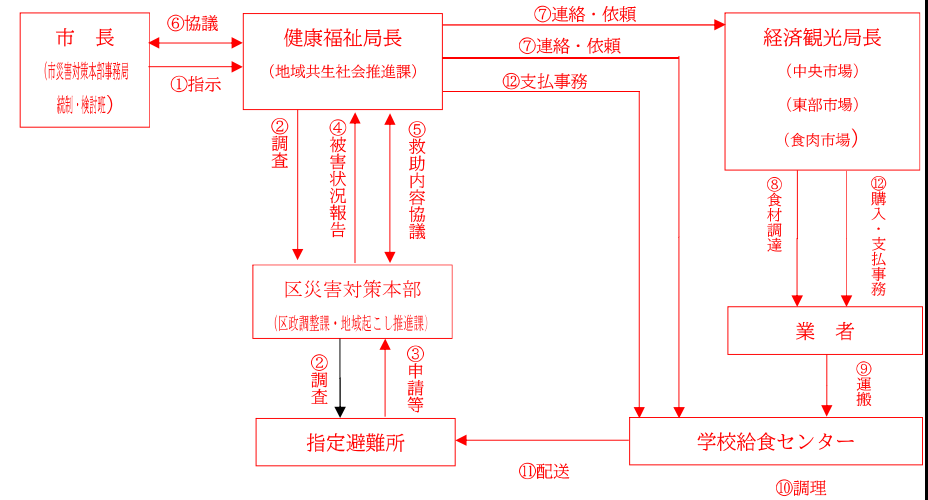
修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 169
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援）</p> <p>物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。</p> <p>物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により行う。</p> <p>国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所等に輸送する。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>
<p>第1 救援物資の取得</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援）</p> <p>物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。</p> <p>物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により行う。</p> <p>国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所等に輸送する。</p>

修正前



修正後



教育委員会：各局と学校給食センター運営事業者との連絡・調整支援

(注) ② 被災者の数、食品の必要数等を的確に把握する。

① 配送範囲は、原則として、学校給食センター維持管理・運営業務により学校給食が配送されている小学校区内とする。

(資料編) 参考地共-1 災害時における炊き出しの協力に関する協定書

(広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部)

参考地共-2 災害時における適温食の調達及び供給の協力に関する協定書

(株式会社東洋食品)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 171
<p>第7節 給水及び上水道施設応急対策</p> <p>災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急用資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。</p> <p>第1 災害発生時の連絡系統 《水道局企画総務課》</p> <pre> graph LR A[災害が発生した水道施設の主管課・所・場長] --> B[部庶務担当課長] B --> C[企画総務課長] C --> D[局次長] D --> E[水道事業管理者 (災害・事故対策本部長)] D <--> F[主管部長] </pre>	

修 正 後	
修 正 理 由	
令和8年4月の組織改正に伴い変更となるため。	
<p>第7節 給水及び上水道施設応急対策</p> <p>災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急用資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。</p> <p>第1 災害発生時の連絡系統 《水道局企画総務課》</p> <pre> graph LR A[災害が発生した水道施設の主管課・所・場長] --> B[部庶務担当課長] B --> C[水道危機管理担当課長] C --> D[局次長] D --> E[水道事業管理者 (災害・事故対策本部長)] D <--> F[主管部長] </pre>	

修正前																																			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 172																																		
<p>第2 組織及び体制 《水道局企画総務課》</p> <p>1 災害・事故対策本部の設置 災害・非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する災害・事故対策本部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">災害・事故対策本部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">市災害 対策本部</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">本 部 長 (水道事業管理者)</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">副 本 部 長 (水道技術管理者)</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>2 指令室の設置 本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">室 長 (企画総務課長)</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">副 室 長 (維持課長)</td> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>3 連絡員の設置 本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課<u>庶務係長</u>が総括する。</p> <p>(1) 連絡員 あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）</p> <p>(2) 総括連絡員 <u>企画総務課庶務係長</u></p> <p style="margin-left: 40px;"> <u>営業部営業課庶務係長</u> <u>技術部調整課庶務係長</u> <u>技術部設備課浄水係長</u> <u>技術部維持課維持係長</u> </p>		市災害 対策本部	本 部 長 (水道事業管理者)	副 本 部 長 (水道技術管理者)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table>	本 部 員	局 次 長	財 務 部	担 当 部 長	営 業 部	担 当 部 長	技 術 部	管 理 担 当 部 長	設 備 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	維 持 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	室 長 (企画総務課長)	副 室 長 (維持課長)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table>	室 員	広報広聴担当課長	財 務 課 長	契 約 担 当 課 長	人 事 課 長	営 業 課 長	調 整 課 長	計 画 課 長	設 備 課 長	水 質 管 理 課 長	給 水 課 長
市災害 対策本部	本 部 長 (水道事業管理者)	副 本 部 長 (水道技術管理者)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table>	本 部 員	局 次 長	財 務 部	担 当 部 長	営 業 部	担 当 部 長	技 術 部	管 理 担 当 部 長	設 備 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	維 持 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長																
本 部 員	局 次 長																																		
財 務 部	担 当 部 長																																		
営 業 部	担 当 部 長																																		
技 術 部	管 理 担 当 部 長																																		
設 備 部	担 当 部 長																																		
施 設 部	担 当 部 長																																		
維 持 部	担 当 部 長																																		
施 設 部	担 当 部 長																																		
室 長 (企画総務課長)	副 室 長 (維持課長)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table>	室 員	広報広聴担当課長	財 務 課 長	契 約 担 当 課 長	人 事 課 長	営 業 課 長	調 整 課 長	計 画 課 長	設 備 課 長	水 質 管 理 課 長	給 水 課 長																						
室 員																																			
広報広聴担当課長																																			
財 務 課 長																																			
契 約 担 当 課 長																																			
人 事 課 長																																			
営 業 課 長																																			
調 整 課 長																																			
計 画 課 長																																			
設 備 課 長																																			
水 質 管 理 課 長																																			
給 水 課 長																																			

修正後																																			
修正理由																																			
令和8年4月の組織改正に伴い変更となるため。																																			
<p>第2 組織及び体制 《水道局企画総務課》</p> <p>1 災害・事故対策本部の設置 災害・非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する災害・事故対策本部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">災害・事故対策本部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">市災害 対策本部</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">本 部 長 (水道事業管理者)</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">副 本 部 長 (水道技術管理者)</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>2 指令室の設置 本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">室 長 (水道危機管理担当課長)</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 2px;">副 室 長 (<u>企画総務課長</u>) (維持課長)</td> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div> <p>3 連絡員の設置 本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課<u>危機管理係長</u>が総括する。</p> <p>(1) 連絡員 あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）</p> <p>(2) 総括連絡員 <u>企画総務課危機管理係長</u> <u>企画総務課庶務係長</u></p> <p style="margin-left: 40px;"> <u>営業部営業課庶務係長</u> <u>技術部調整課庶務係長</u> <u>技術部設備課浄水係長</u> <u>技術部維持課維持係長</u> </p>		市災害 対策本部	本 部 長 (水道事業管理者)	副 本 部 長 (水道技術管理者)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table>	本 部 員	局 次 長	財 務 部	担 当 部 長	営 業 部	担 当 部 長	技 術 部	管 理 担 当 部 長	設 備 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	維 持 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	室 長 (水道危機管理担当課長)	副 室 長 (<u>企画総務課長</u>) (維持課長)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table>	室 員	広報広聴担当課長	財 務 課 長	契 約 担 当 課 長	人 事 課 長	営 業 課 長	調 整 課 長	計 画 課 長	設 備 課 長	水 質 管 理 課 長	給 水 課 長
市災害 対策本部	本 部 長 (水道事業管理者)	副 本 部 長 (水道技術管理者)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">局 次 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技 術 部</td> <td style="text-align: center;">管 理 担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維 持 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 部</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 長</td> </tr> </table>	本 部 員	局 次 長	財 務 部	担 当 部 長	営 業 部	担 当 部 長	技 術 部	管 理 担 当 部 長	設 備 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長	維 持 部	担 当 部 長	施 設 部	担 当 部 長																
本 部 員	局 次 長																																		
財 務 部	担 当 部 長																																		
営 業 部	担 当 部 長																																		
技 術 部	管 理 担 当 部 長																																		
設 備 部	担 当 部 長																																		
施 設 部	担 当 部 長																																		
維 持 部	担 当 部 長																																		
施 設 部	担 当 部 長																																		
室 長 (水道危機管理担当課長)	副 室 長 (<u>企画総務課長</u>) (維持課長)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">室 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報広聴担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 務 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契 約 担 当 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 事 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営 業 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 画 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 質 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給 水 課 長</td> </tr> </table>	室 員	広報広聴担当課長	財 務 課 長	契 約 担 当 課 長	人 事 課 長	営 業 課 長	調 整 課 長	計 画 課 長	設 備 課 長	水 質 管 理 課 長	給 水 課 長																						
室 員																																			
広報広聴担当課長																																			
財 務 課 長																																			
契 約 担 当 課 長																																			
人 事 課 長																																			
営 業 課 長																																			
調 整 課 長																																			
計 画 課 長																																			
設 備 課 長																																			
水 質 管 理 課 長																																			
給 水 課 長																																			

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 173
第3 給水対策 <u>発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。</u>	

修正後
修正理由 国の防災基本計画において、応急給水対策が新設されたため修正を行う。
第3 給水対策 <u>災害等により断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。応急給水の実施に当たっては、市災害対策本部等の協力を得て、関係機関との連携を図る。</u>

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 181
---	--------------

第3 医療救護班等の編成及び活動

《健康福祉局医療政策課》
(略)

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-4)に基づき、本市より要請。 うち1班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-1)に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課・福祉課	1	地域支えあい課	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	東区 //	1	//	
	南区 //	1	//	
	西区 //	1	//	
	安佐南区 //	1	//	
	安佐北区 //	1	//	
	安芸区 //	1	//	
	佐伯区 //	1	//	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考)① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。

2 医療救護班等の編成基準

(略)

3 医療救護班等の活動範囲

区分	活動範囲	摘要
医療救護班	(略)	(略)
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	必要に応じ、保健活動班員とする。 「第14節第2被災者の健康管理」参照。

修正後

修正理由 医療支援班が必要に応じて行う保健活動班の記載内容と統一するため。
--

第3 医療救護班等の編成及び活動

《健康福祉局医療政策課》
(略)

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-4)に基づき、本市より要請。 うち1班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-1)に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課	1	地域支えあい課	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	東区 //	1	//	
	南区 //	1	//	
	西区 //	1	//	
	安佐南区 //	1	//	
	安佐北区 //	1	//	
	安芸区 //	1	//	
	佐伯区 //	1	//	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考)① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。

2 医療救護班等の編成基準

(略)

3 医療救護班等の活動範囲

区分	活動範囲	摘要
医療救護班	(略)	(略)
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	必要に応じ、保健活動班員とする。 「第13節第2被災者の健康管理」参照。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 186
<p>第1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》</p> <p>1 設置時期 (略)</p> <p>2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 <u>保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出勤を命じる。</u></p> <hr/> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 市災害対策本部長 (市長) </div>	

修 正 後	
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生部の組織再編に伴い、保健活動班の構成員である医師、保健師等は地域支えあい課に集中配置したため、保健活動班を「保健センター」から「地域支えあい課」へ変更する。 ・保健活動班と区災害対策本部長との指揮命令系統が不明確であったため加筆修正する。 	
<p>第1 保健衛生対策部の設置《健康福祉局健康推進課》</p> <p>1 設置時期 (略)</p> <p>2 組織編成 保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。 <u>保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出勤を命じる。</u> <u>出勤を命じられた各班（保健活動班を除く）については保健医療担当局長の指示に、保健活動班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 市災害対策本部長 (市長) </div>	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 186、187
<p>第2 被災者の健康管理《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、<u>保健センター</u>》 保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部<u>保健医療課</u>）及び保健活動班（<u>保健センター</u>）を組織する。</p> <p>生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の憎悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。</p> <p>1 保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》 保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の<u>保健センター</u>への派遣要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。</p> <p>2 保健活動班の活動《<u>保健センター</u>》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 資機材等の備蓄 _____ 活動に必要な資機材は、<u>保健センターに備蓄する。</u></p>	

修正後
<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動班を「保健活動班（保健センター）」から「保健活動班（地域支えあい課）」への変更したことに伴う修正。 ・資機材の備蓄について、備蓄場所を地域支えあい課に修正し、「整備」を加える。
<p>第2 被災者の健康管理《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、<u>地域支えあい課</u>》 保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部<u>健康推進課</u>）及び保健活動班（<u>地域支えあい課</u>）を組織する。</p> <p>生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の憎悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。</p> <p>1 保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》 保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の<u>地域支えあい課</u>への派遣要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。</p> <p>2 保健活動班の活動《<u>地域支えあい課</u>》 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 資機材の備蓄 <u>整備</u> 活動に必要な資機材は、<u>地域支えあい課に備蓄・整備する。</u></p>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 196～212
第1 道路交通応急対策 1～4 (略) 5 交通規制の実施 (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認手続き ア (略) イ 災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。 (7) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両 (f) 申出者 関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者） (g) 申出先 緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課 (h) 必要書類 a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し） b <u>緊急通行車両等事前届出書（2通）</u> c 自動車検査証の写し d 自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等） (i) 標章等の交付等 緊急通行車両としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。 6～7 (略)	

修正後	
修正理由 所要の修正のため	
第1 道路交通応急対策 1～4 (略) 5 交通規制の実施 (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認手続き ア (略) イ 災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》 災害時に緊急通行が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。 (7) 対象車両 本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両 (f) 申出者 関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者） (g) 申出先 緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課 (h) 必要書類 a 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し） b <u>緊急通行車両確認申出書(1通)</u> c 自動車検査証の写し d 自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等） (i) 標章等の交付等 緊急通行車両としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。 6～7 (略)	

修 正 前																
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第17節 輸送対策	頁 201															
<p>(上申書作成例)</p> <p style="text-align: right;">< 文 書 番 号 ></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">広島市長 ○○ ○ (○○室○○課) 印</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両の確認の申出について</p> <p>広島市が所有し、災害対策基本法第50条第1項等に規定する災害応急対策を実施するために使用することとしている車両は下記のとおりです。</p> <p>ついで、当該車両の緊急通行車両の標章及び証明書を交付していただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象車両 ○○台 (別紙「緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署)」参照)</p> <p>2 添付書類 (1) 緊急通行車両確認申出書 各1通(計○○通) (2) 自動車検査証の写し 各1通(計○○通)</p> <p>3 その他</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>別紙 緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署)</p> <p style="text-align: right;">【広島市】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>登録(車両)番 号</th> <th>用 途</th> <th>緊急通行の 業務責任者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>広島 88 い 1234</td> <td>災害の拡大防止のための措置 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)</td> <td>○○室○○課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>広島 88 い 5678</td> <td>施設及び設備の応急復旧 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)</td> <td>○○局○○課長</td> <td>委託契約</td> </tr> </tbody> </table>		番 号	登録(車両)番 号	用 途	緊急通行の 業務責任者	備 考	1	広島 88 い 1234	災害の拡大防止のための措置 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)	○○室○○課長		2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)	○○局○○課長	委託契約
番 号	登録(車両)番 号	用 途	緊急通行の 業務責任者	備 考												
1	広島 88 い 1234	災害の拡大防止のための措置 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)	○○室○○課長													
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (<u>災対法第40条第1項第9号</u>)	○○局○○課長	委託契約												

修 正 後																							
修 正 理 由 所要の修正のため																							
別記様式第3(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 広島県公安委員会 殿 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 緊急通行車両確認申出書 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"> 申出者 住所 氏名 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"> 番号標に表示されている番号 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 活 動 地 域 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;"> 車両の 使用者 </td> <td> 住 所 () 局 番 </td> </tr> <tr> <td> 氏名又は 名称 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> 緊 急 連絡先 </td> <td> 住 所 () 局 番 </td> </tr> <tr> <td> 氏 名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 備 考 </td> </tr> </table>		広島県公安委員会 殿		年 月 日		緊急通行車両確認申出書		申出者 住所 氏名		番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		活 動 地 域		車両の 使用者	住 所 () 局 番	氏名又は 名称	緊 急 連絡先	住 所 () 局 番	氏 名	備 考	
広島県公安委員会 殿																							
年 月 日																							
緊急通行車両確認申出書																							
申出者 住所 氏名																							
番号標に表示されている番号																							
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																							
活 動 地 域																							
車両の 使用者	住 所 () 局 番																						
	氏名又は 名称																						
緊 急 連絡先	住 所 () 局 番																						
	氏 名																						
備 考																							
備考 用紙は、日本産業規格A4とする。																							

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 217
<p><u>災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等を対象に、応急仮設住宅等を建設・供与する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>・本市地域防災計画には、国の防災基本計画にある記載がなく、該当節の総則部分に追加のため。</p>
<p><u>災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。なお、建設型応急仮設住宅においては、関係部局と連携し、適切な運営管理を行うこととし、状況に応じて、建設型応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮し、必要に応じて、建設型応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。</p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第21節 文教対策	頁 221～224
<u>(新規)</u>	

修 正 後
修 正 理 由 ・追加 ・令和6年12月24日付文部科学省依頼「今後の大規模災害に備えた被災地における教職員等による学び支援派遣等の枠組みの構築に向けて」において「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）」が示されたため。
<u>第4 D-E S Tの派遣要請及び派遣支援</u> <<教育委員会総務課、教職員課>> <u>1 教育長は、大規模な災害の発生により、本節第2の4における教職員の確保が十分に行えない場合は、文部科学省のD-E S Tを活用し派遣要請を行う。</u> <u>2 教育長は、文部科学省からの要請に基づき、D-E S Tの派遣支援を行う。</u>

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 235
--	--------------

4 具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

(1) 国及び地方公共団体等

所管局・課	協力内容	団 体 名	資料番号
水道局	飲料水の補給、資機材の提供等	東京都及び18政令指定都市 (千葉県、相模原市を除く。)	資料編参考 水企-1
	応急給水活動、応急復旧活動、 資機材の提供等	東京都	資料編参考 水企-2
	_____	_____	_____
維持課	応援給水の実施	呉市	資料編参考 水維-1
水質管理課	災害時等における水質検査の 相互応援	広島県水道広域連合企業団、 福山市、呉市、尾道市	資料編参考 水水-1

修 正 後

修 正 理 由
令和8年4月の組織改正に伴い変更となるため。

4 具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

(1) 国及び地方公共団体等

所管局・課	協力内容	団 体 名	資料番号
水道局	飲料水の補給、資機材の提供等	東京都及び18政令指定都市 (千葉県、相模原市を除く。)	資料編参考 水企-1
	応急給水活動、応急復旧活動、 資機材の提供等	東京都	資料編参考 水企-2
	応援給水の実施	呉市	資料編参考 水企-3
_____	_____	_____	_____
水質管理課	災害時等における水質検査の 相互応援	広島県水道広域連合企業団、 福山市、呉市、尾道市	資料編参考 水水-1

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 240-241
--	------------------

第1 公共的団体等への協力要請
《危機管理室》
1～3 (略)
4 具体的な協力内容を協定している団体等
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。
(1) (略)
(2) 民間団体

(略)			
経済観光局 地域産業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考産地-1
		イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考産地-2
		マックスバリュ西日本(株)	資料編参考産地-3
		生協ひろしま	資料編参考産地-4
		(株)イズミ	資料編参考産地-5
		(株)ファミリーマート	資料編参考産地-6
		フレスタグループ	資料編参考産地-7
		(株)福屋	資料編参考産地-8
		(株)セブンイレブン・ジャパン	資料編参考産地-11
		NPO 法人コメリ災害対策センター	資料編参考産地-12
		(株)ローソン	資料編参考産地-13
		(株)ジュンテンドー	資料編参考産地-14
		コーナン商事(株)	資料編参考産地-15
災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社)広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考産地-9	
災害時における量の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考産地-10	
(略)			

修正後

修正理由 新たに協定を締結したため。

第1 公共的団体等への協力要請
《危機管理室》
1～3 (略)
4 具体的な協力内容を協定している団体等
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。
(1) (略)
(2) 民間団体

(略)				
経済観光局 地域産業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考産地-1	
		イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考産地-2	
		マックスバリュ西日本(株)	資料編参考産地-3	
		生協ひろしま	資料編参考産地-4	
		(株)イズミ	資料編参考産地-5	
		(株)ファミリーマート	資料編参考産地-6	
		フレスタグループ	資料編参考産地-7	
		(株)福屋	資料編参考産地-8	
		(株)セブンイレブン・ジャパン	資料編参考産地-11	
		NPO 法人コメリ災害対策センター	資料編参考産地-12	
		(株)ローソン	資料編参考産地-13	
		(株)ジュンテンドー	資料編参考産地-14	
		コーナン商事(株)	資料編参考産地-15	
			資料編参考産地-16	
		災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社)広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考産地-9
		災害時における量の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考産地-10
(略)				

修正前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 240	
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体 (略)			
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合 資料編参考業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店 資料編参考業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、 日野興業(株) 広島営業所、(株)リョーキ、Gテクノ(株) 資料編参考業二-1
	環境保全課	災害時における被災建築物のアスベスト調査	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会 資料編参考環保-1

修正後			
修正理由 相手方の社名変更。			
第1 公共的団体等への協力要請 4 具体的な協力内容を協定している団体等 (2) 民間団体 (略)			
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合 資料編参考業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店 資料編参考業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、 日野屋(株) 広島営業所、(株)リョーキ、Gテクノ(株) 資料編参考業二-1
	環境保全課	災害時における被災建築物のアスベスト調査	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会 資料編参考環保-1

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 243～244
<p>第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>市長（市災害対策本部統制・検討班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。</p> <p>また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部統制・検討班）に報告した場合には、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局長、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>
<p>第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>市長（市災害対策本部総務班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。</p> <p>また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部総務班）に報告した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。この場合には、市民局長、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局長、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。</p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 245
<p>第5 自衛隊への災害派遣要請 1～3 (略) 4 災害派遣要請の手続き</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。</p> <p>なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。</p> <p>市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。</p> <p>様式3-25-1 災害派遣要請依頼書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p>_____ 知 事 様</p> <p style="text-align: right;">_____ 市 長 名</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請<u>依頼</u>について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣__要請を<u>依頼</u>します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 <u>災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）</u></p> <p><u>派遣を要請する理由</u></p> <p>2 派遣を希望する期間</p> <p>3 <u>派遣を希望する区域及び活動内容</u> <u>派遣を希望する区域</u> <u>活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）</u></p> <p>4 その他参考となるべき事項 <u>作業用資材・宿営施設の準備状況</u></p> </div>	

修 正 後
修 正 理 由 自衛隊災害派遣要請書の様式変更に伴う修正
<p>第5 自衛隊への災害派遣要請 1～3 (略) 4 災害派遣要請の手続き</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。</p> <p>なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。</p> <p>市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。</p> <p>様式3-25-1 災害派遣要請依頼書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和_____ 年 月 日</p> <p><u>広島県知事</u> 様</p> <p style="text-align: right;"><u>広島市長</u></p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請__について</p> <p>下記のとおり、自衛隊の災害派遣<u>を要請</u>__します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害の状況及び派遣を要請する事由 <u>(1) 災害の状況</u> <u>市内の複数箇所です砂災害が発生（細部不明）</u></p> <p><u>(2) 派遣を要請する理由</u> <u>市の救助能力を超える救助所要が発生しているため。</u></p> <p>2 派遣を希望する期間 <u>速やかに派遣（撤収時期は未定）</u></p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容 <u>(1) 区 域：広島市全区</u> <u>(2) 活動内容：当初は搜索・救助（今後追加の可能性あり）</u></p> <p>4 その他参考となるべき事項 <u>自衛隊初動対処部隊（FAST Force）の前進目標は別途調整</u></p> </div>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 234、247
第25節 応援要請及び協力要請 _____ (略) 第6 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) _____ _____ _____	

修 正 後
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正。
第25節 応援要請及び協力要請、 <u>応援派遣</u> (略) 第6 緊急消防援助隊への応援等要請 (略) <u>第7 他都市への応援派遣</u> <u>他都市から応援要請があった場合は、本市の状況を勘案し差し支えなければ、職員を応援派遣することとする。また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、事前に資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第27節 区の応急対策	頁 252
<p>第6 応急救助活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務</p> <p>(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>ア 調達に関すること。</p> <p>市長（市災害対策本部事務局<u>統制・検討班</u>）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局<u>統制・検討班</u>）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>イ～ウ (省略)</p>	

修正後
<p>修正理由</p> <p>市災害対策本部事務局編成の見直しに伴う修正</p>
<p>第6 応急救助活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務</p> <p>(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》</p> <p>ア 調達に関すること。</p> <p>市長（市災害対策本部事務局<u>総括班統制・対策担当</u>）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。</p> <p>域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局<u>総括班統制・対策担当</u>）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</p> <p>イ～ウ (省略)</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター）	頁 276
第9 応急復旧活動 1 電力施設の応急復旧 非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「 <u>組織管理規程</u> 」に定める組織系列による。	

修正後
修正理由 ・「組織管理規程」は正しくは「組織規程」
第9 応急復旧活動 1 電力施設の応急復旧 非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「 <u>組織規程</u> 」に定める組織系列による。

修 正 前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設（広島ガス株式会社） 別表4 災害対策本部の組織	頁 282、283、 288
---	--------------------------

第1 ガス施設の現況

(略)

2 ガス導管の延長 (広島地区)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,762
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	306
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		3,278

(略)

5 整圧器設置数 (広島地区)

台 数	552 台
箇 所 数	337 ヶ所

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第1 ガス施設の現況

(略)

2 ガス導管の延長 (広島地区)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,772
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	307
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高 圧	1.0Mpa 以上	22
合 計		3,290

(略)

5 整圧器設置数 (広島地区)

台 数	555 台
箇 所 数	339 ヶ所

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設（広島ガス株式会社） 別表4 災害対策本部の組織	頁 282、283、 288
災害対策本部の組織	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 災害対策本部会議 082-251-3189 防災センタービル3階に設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害対策本部長 社長執行役員 災害対策副本部長 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 対外連絡班 班長 経営企画部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 中国四国産業保安監督部保安課 日本ガス協会 中国・四国部会 → 日本ガス協会 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 営業班 班長 エネルギー事業部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> エネルギー事業部災害対策室 〈本社第4ビル3階に設置〉 室長：営業企画部長 副室長：営業技術部長 エネルギー事業部緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 供給班 班長 導管事業部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 導管事業部災害対策室 〈防災センタービル3階に設置〉 室長：供給保安部長 副室長：供給設備部長 設備管理部長 導管事業部緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 資材班 班長 資材部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 総務 〈本社第4ビル1階〉 警察署・消防署・道路管理者・ 県消防防災課・地方行政機 関・関係会社・関係各社 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 生産班 〈廿日市工場・備後工場〉 班長 生産事業部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 廿日市工場災害対策室 〈廿日市工場に設置〉 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 原料班 班長 資源・海外業務部 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 備後工場災害対策室 〈備後工場に設置〉 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 広報班 班長 広報室長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 広報 〈本社第4ビル1階〉 報道機関 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> IT班 班長 デジタル戦略推進部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 総務班 班長 総務部長 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 人事班 班長 人事部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 廿日市工場災害対策室 〈廿日市工場に設置〉 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 経理班 班長 経理部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 備後工場災害対策室 〈備後工場に設置〉 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (凡例) ——— 情報伝達経路 - - - - - 指示伝達経路 </div> <p>※災害対策本部を設置した場合、広島市災害対策本部への連絡は総務班で行う。</p>

修正後	
修正理由 時点修正	
別表4 災害対策本部の組織	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 災害対策本部会議 082-251-3189 防災センタービル3階に設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 災害対策本部長 社長執行役員 災害対策副本部長 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 対外連絡班 班長 経営企画部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 中国四国産業保安監督部保安課 日本ガス協会 中国・四国部会 → 日本ガス協会 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 営業班 班長 エネルギー事業本部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> エネルギー事業本部災害対策室 〈本社第4ビル3階に設置〉 室長：営業企画部長 副室長：営業技術部長 エネルギー事業本部緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 供給班 班長 導管事業部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 導管事業部災害対策室 〈防災センタービル3階に設置〉 室長：供給設備部長 副室長：供給保安部長 設備管理部長 導管事業部緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 資材班 班長 資材部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 総務 〈本社第4ビル1階〉 警察署・消防署・道路管理者・ 県消防防災課・地方行政機 関・関係会社・関係各社 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 生産班 〈廿日市工場・備後工場〉 班長 生産事業部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 廿日市工場災害対策室 〈廿日市工場に設置〉 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 原料班 班長 資源・海外業務部 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 備後工場災害対策室 〈備後工場に設置〉 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 広報班 班長 広報室長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 広報 〈本社第4ビル1階〉 報道機関 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> IT班 班長 デジタル戦略推進部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 総務班 班長 総務部長 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 人事班 班長 人事部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 廿日市工場災害対策室 〈廿日市工場に設置〉 室長：工場長 副室長：生産管理グループマネージャー 廿日市工場緊急動員表 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 経理班 班長 経理部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 備後工場災害対策室 〈備後工場に設置〉 室長：工場長 副室長：製造グループマネージャー 備後工場緊急動員表 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (凡例) ——— 情報伝達経路 - - - - - 指示伝達経路 </div> <p>※災害対策本部を設置した場合、広島市災害対策本部への連絡は総務班で行う。</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 304
第3 広島高速交通株式会社 別表1 災害対策本部の組織及び任務 (1) 組織	

修正後	
修正理由 記載漏れのため、修正	
第3 広島高速交通株式会社 別表1 災害対策本部の組織及び任務 (1) 組織	

修正前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設 第5 広島電鉄株式会社	頁 309
---	----------------------

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後 72 時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課の名称・所在地

名称	所在地	電話	
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (令和6年9月30日現在)

車庫名	所在地	車両台数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	39両+20編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	31両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	43編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和6年9月30日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙支所	広島市東区曙一丁目7-1	50 (0)	262-1982
仁保支所	広島市南区仁保沖町1-92	54 (0)	569-5050
広島中央営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	58 (1)	232-6455
広島南営業所	広島市中区西白島町24-9	72 (1)	221-4385
西風新都支所	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	56 (1)	941-5565
広島北営業所	広島市西区小内町二丁目18-1	73 (1)	231-5171

() 内は、貸切で内数である。

修正後

修正理由 機構改正のため

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後 72 時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課の名称・所在地

名称	所在地	電話	
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (令和7年9月30日現在)

車庫名	所在地	車両台数
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	39両+18編成
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	46編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和7年9月30日現在)

名称	所在地	車両台数	電話
曙支所	広島市東区曙一丁目7-1	50 (0)	0570-550-700
仁保支所	広島市南区仁保沖町1-92	52 (0)	〃
広島中央営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	59 (1)	〃
広島南営業所	広島市中区西白島町24-9	72 (1)	〃
西風新都支所	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	〃
広島北営業所	広島市西区小内町二丁目18-1	66 (1)	〃

() 内は、貸切で内数である。

修正前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第4節 交通輸送施設

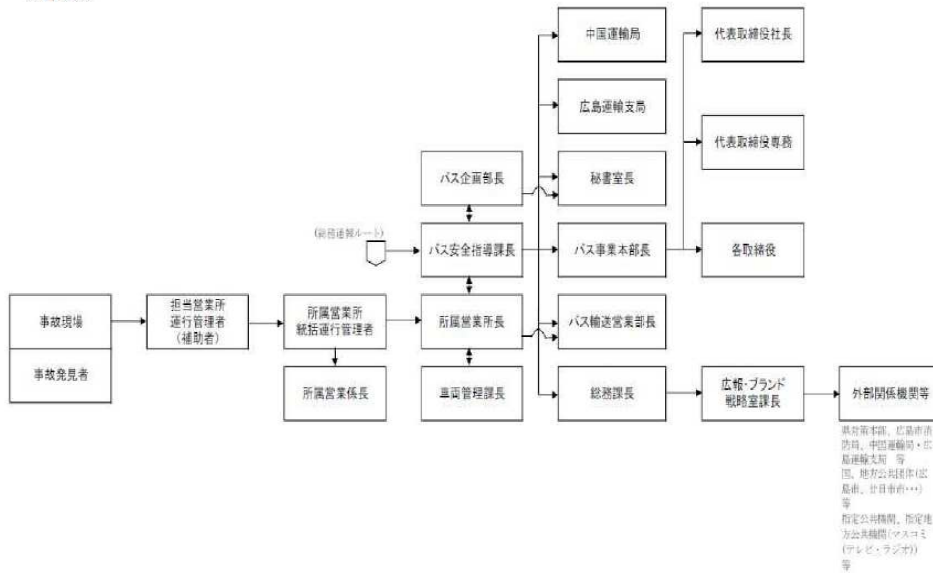
第5 広島電鉄株式会社

頁

315

イ バス事業本部

災害等発生時の通報ルート
バス事業本部



修正後

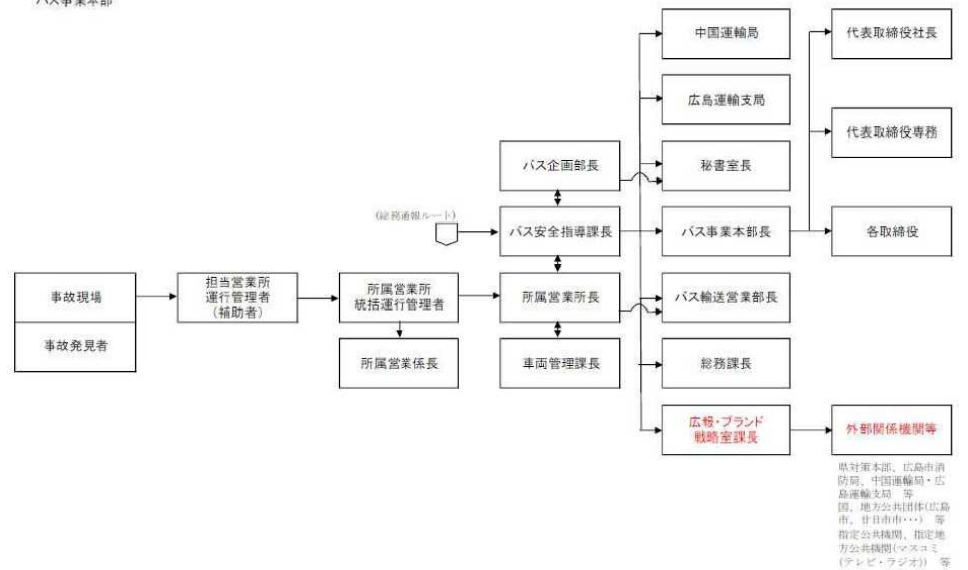
修正理由

機構改正のため

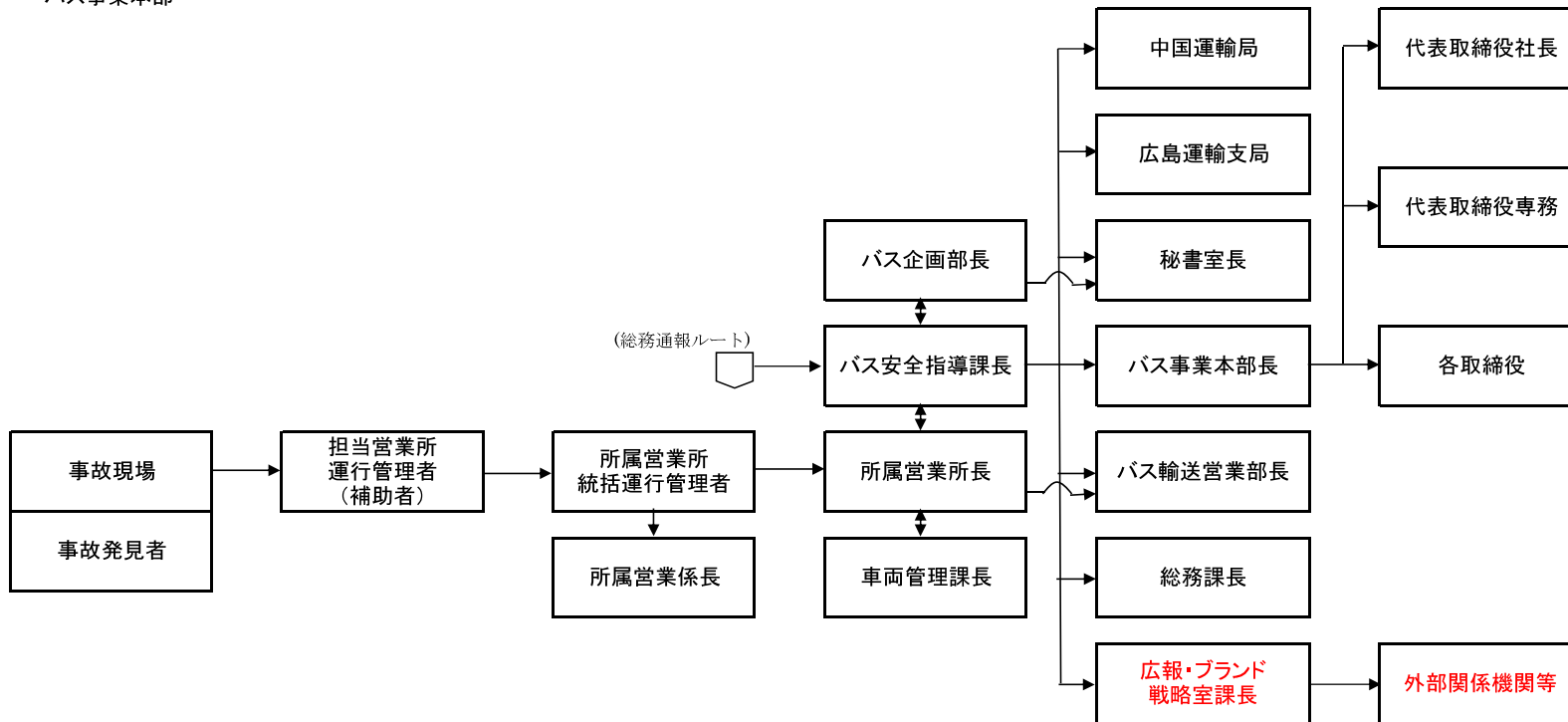
通報ルートの変更 ※バス輸送営業部長(呉担当)を削除

イ バス事業本部

災害等発生時の通報ルート
バス事業本部



災害等発生時の通報ルート
バス事業本部



県対策本部、広島市消防局、中国運輸局・広島運輸支局 等国、地方公共団体(広島市、廿日市市・・・)等指定公共機関、指定地方公共機関(マスコミ(テレビ・ラジオ)) 等

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 322～324
第8 瀬戸内海汽船株式会社	
瀬戸内海汽船(株)災害応急対策要綱	
1～5 (略) (別紙)	非 常 対 策 本 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 本 部 長 社長 副本部長 安全統括管理者 本部長付 役員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;"> 調整室長 <u>監査役</u> 室 員 総務・業務要員 </div> <p>初期において現地が支社 管轄のとき、対策部は現 地運輸管理員及び支社要 員があたる。なお、本社 社員を派遣する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 現地本部長 運輸管理者 現地副本部長 副運輸管理者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 救難対策部 部長 運輸管理者 (業務) 部員 _____ 工務・配乗要員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 旅客 _____ 部長 営業ディレクター 対策部 車両 _____ 部員 業務・配船要員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 庶務 _____ 部長 総務ディレクター 対策部 報道 _____ 部員 総務要員 </div>

修 正 後	
修 正 理 由 ・非常対策本部の組織等の変更 ・旅客船1隻廃船 ・誤植の修正	
第8 瀬戸内海汽船株式会社	
瀬戸内海汽船(株)災害応急対策要綱	
1～5 (略) (別紙)	非 常 対 策 本 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 本 部 長 社長 副本部長 安全統括管理者 本部長付 役員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; display: inline-block;"> 調整室長 <u>総務部長</u> 室 員 総務・業務要員 </div> <p>初期において現地が支社 管轄のとき、対策部は現 地運輸管理員及び支社要 員があたる。なお、本社 社員を派遣する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 現地本部長 運輸管理者 現地副本部長 副運輸管理者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 救難対策部 部長 運輸管理者 (兼務) 副部長 <u>航路事業部長</u> 部員 <u>救 難</u> 工務・配乗要員 <u>旅客・車両 業務・配船要員</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> _____ _____ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> _____ 部長 <u>総務部長 (兼務)</u> 庶務・報道対策部 副部長 <u>社長室長</u> 部員 総務要員 </div>

修正前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 322～324
--	------------------

(職務分掌)
(略)

1 本社本部員の職務 (略)

2 現地本部員の職務

現 地 本 部 長	(略)
現 地 副 本 部 長	(略)
現地各対策部長	(略)
_____	_____
現 地 対 策 部 員	(略)

修正後

修正理由 ・非常対策本部の組織等の変更 ・旅客船1隻廃船 ・誤植の修正
--

(職務分掌)
(略)

1 本社本部員の職務 (略)

2 現地本部員の職務

現 地 本 部 長	(略)
現 地 副 本 部 長	(略)
現地__対策部長	(略)
現地対策副部長	対策副部長は、部下職員を指揮して対策部長を補佐するとともに対策部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現 地 対 策 部 員	(略)

修正前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 322～324
3 室及び各対策部の所掌	
調整室	(略)
救難対策部	〔救難〕 (1) 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する こと。 (2)～(8) (略) 〔工務〕 (1)～(4) (略) 〔配船〕 (1)～(2) (略) 〔配乗〕 (1)～(2) (略)

旅客車両対策部	(1) 旅客名簿の作成に関すること。 (2) 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 (3) 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 (4) 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 (5) 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 (6) 欠航便の旅客処理に関すること。 (7) 運賃の払戻しに関すること。 (8) 旅客に係る補償に関すること。 (9) その他旅客対策に関すること。 (10) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関すること。 (11) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物に関すること。 ① リストの作成に関すること。 ② 損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ③ 引渡しに関すること。 ④ 補償に関すること。 ⑤ その他貨物対策に関すること。

庶務報道対策部	(略)

修正後	
修正理由 ・非常対策本部の組織等の変更 ・旅客船1隻廃船 ・誤植の修正	
3 室及び各対策部の所掌	
調整室	(略)
救難対策部	〔救難〕 (1) 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する こと。 (2)～(8) (略) 〔工務〕 (1)～(4) (略) 〔配船〕 (1)～(2) (略) 〔配乗〕 (1)～(2) (略) 〔旅客・車両〕 (1) 旅客名簿の作成に関すること。 (2) 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 (3) 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 (4) 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 (5) 被災者及び被災者の近親者の接遇に関すること。 (食料、毛布、交通、宿泊、専用電話の手配、事故情報の提供等) (6) 欠航便の旅客処理に関すること。 (7) 運賃の払戻しに関すること。 (8) 旅客に係る補償に関すること。 (9) その他旅客対策に関すること。 (10) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物に関すること。 ① リストの作成に関すること。 ② 損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ③ 引渡しに関すること。 ④ 補償に関すること。 ⑤ その他貨物対策に関すること。

庶務報道対策部	_____

庶務報道対策部	(略)

修正前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 322～324
--	------------------

(非常対策本部運用要領)
(略)

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	902 トン	2	各 300 人 (3 時間未満)	広島～松山
高 速 船	<u>190</u> トン	2	各 153 人 (6 時間未満)	広島～松山
<u>旅客船</u>	<u>602 トン</u>	<u>1</u>	<u>400 人 (1.5 時間未満)</u>	<u>クルーズ</u>

修正後

修正理由 ・非常対策本部の組織等の変更 ・旅客船1隻廃船 ・誤植の修正
--

(非常対策本部運用要領)
(略)

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	902 トン	2	各 300 人 (3 時間未満)	広島～松山
高 速 船	<u>189</u> トン	2	各 153 人 (6 時間未満)	広島～松山
<u>————</u>	<u>————</u>	<u>—</u>	<u>————</u>	<u>————</u>

修正前											
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関	頁 332										
第1 日本放送協会広島放送局											
1 (略)											
2 災害対策本部の設置											
発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。											
(1) 組織											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 局長</td> <td>* 災害に関する重要事項の審議・決定</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副局長</td> <td>* 各部における緊急計画の調整</td> </tr> <tr> <td>事務局長 企画専任部長</td> <td>* 災害対策についての対外折衝</td> </tr> <tr> <td>本部長 各対策部長</td> <td>* 災害に関する情報の収集・連絡</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定	副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整	事務局長 企画専任部長	* 災害対策についての対外折衝	本部長 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡	
災害対策本部											
本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定										
副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整										
事務局長 企画専任部長	* 災害対策についての対外折衝										
本部長 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテンツセンター長</td> <td>* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部		コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開							
放送対策部											
コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設・受信対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術 専任部長</td> <td>* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部		技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保							
施設・受信対策部											
技術 専任部長	* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">視聴者対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディア展開専任部長</td> <td>* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部		メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
視聴者対策部											
メディア展開専任部長	* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">営業対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴者リレーションセンター長</td> <td>* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部		視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施							
営業対策部											
視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">管理対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源管理 専任部長</td> <td>* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部		資源管理 専任部長	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施							
管理対策部											
資源管理 専任部長	* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施										

修正後											
修正理由 組織名称変更および表記の修正											
第1 日本放送協会広島放送局											
1 (略)											
2 災害対策本部の設置											
発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。											
(1) 組織											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 局長</td> <td>* 災害に関する重要事項の審議・決定</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副局長</td> <td>* 各部における緊急計画の調整</td> </tr> <tr> <td>事務局長 経営管理センター専任部長</td> <td>* 災害対策についての対外折衝</td> </tr> <tr> <td>本部長 各対策部長</td> <td>* 災害に関する情報の収集・連絡</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部		本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定	副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整	事務局長 経営管理センター専任部長	* 災害対策についての対外折衝	本部長 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡	
災害対策本部											
本部長 局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定										
副本部長 副局長	* 各部における緊急計画の調整										
事務局長 経営管理センター専任部長	* 災害対策についての対外折衝										
本部長 各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放送対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテンツセンター長</td> <td>* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部		コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開							
放送対策部											
コンテンツセンター長	* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設・受信対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術 専任部長</td> <td>* 放送施設・電波施設の防護 * 電波確保、燃料確保 * 被災施設の応急復旧 * 避難所等での放送受信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部		技術 専任部長	* 放送施設・電波施設の防護 * 電波確保、燃料確保 * 被災施設の応急復旧 * 避難所等での放送受信の確保							
施設・受信対策部											
技術 専任部長	* 放送施設・電波施設の防護 * 電波確保、燃料確保 * 被災施設の応急復旧 * 避難所等での放送受信の確保										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">視聴者対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディア展開専任部長</td> <td>* 電話対応、視聴者への情報周知 * 来訪者・見学者等への情報周知 * マスコミ対応 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部		メディア展開専任部長	* 電話対応、視聴者への情報周知 * 来訪者・見学者等への情報周知 * マスコミ対応 * 放送支援の実施							
視聴者対策部											
メディア展開専任部長	* 電話対応、視聴者への情報周知 * 来訪者・見学者等への情報周知 * マスコミ対応 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">営業対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴者リレーションセンター長</td> <td>* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等への支援活動 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部		視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等への支援活動 * 放送支援の実施							
営業対策部											
視聴者リレーションセンター長	* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等への支援活動 * 放送支援の実施										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">管理対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営管理センター 専任部長</td> <td>* 局舎管理・ロジ業務 * 職員・家族の安否確認、援護 * 医療、給食、給水、災害用物資確保 * 輸送手段確保、燃料確保 * 放送支援の実施</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部		経営管理センター 専任部長	* 局舎管理・ロジ業務 * 職員・家族の安否確認、援護 * 医療、給食、給水、災害用物資確保 * 輸送手段確保、燃料確保 * 放送支援の実施							
管理対策部											
経営管理センター 専任部長	* 局舎管理・ロジ業務 * 職員・家族の安否確認、援護 * 医療、給食、給水、災害用物資確保 * 輸送手段確保、燃料確保 * 放送支援の実施										

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関 第5 株式会社テレビ新広島	頁 343
<p>3. 第1報の放送</p> <p>(1) 内容</p> <p>①緊急地震速報</p> <p>②地震情報・津波情報</p> <p>③政府・自治体・公共機関からの告知</p> <p>④被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など</p> <p>⑤生活情報～交通情報、ライフライン、食料など</p> <p>(2) 実施形態</p> <p>速報スーパー またはカットインで行う。</p> <p>(3) 取材先・情報源</p> <p>広島地方気象台 日本気象協会 広島県警本部 広島県庁 広島市役所 福山市役所 呉市役所 広島市消防局 第6管区海上保安本部 JR西日本 広島空港 広島港 中国電力 中国電力ネットワーク 広島ガス NTT西日本 NTTドコモ など</p>	

修 正 後
修 正 理 由
名称統一のため
<p>3. 第1報の放送</p> <p>(1) 内容</p> <p>①緊急地震速報</p> <p>②地震情報・津波情報</p> <p>③政府・自治体・公共機関からの告知</p> <p>④被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など</p> <p>⑤生活情報～交通情報、ライフライン、食料など</p> <p>(2) 実施形態</p> <p>速報スーパー またはカットインで行う。</p> <p>(3) 取材先・情報源</p> <p>広島地方気象台 日本気象協会 広島県警本部 広島県庁 広島市役所 福山市役所 呉市役所 広島市消防局 第6管区海上保安本部 JR西日本 広島空港 広島港 中国電力 中国電力ネットワーク 広島ガス NTT西日本 NTTドコモ など</p>

修正前	
基本・風水害対策編 第6章 新たな防災気象情報の運用開始後の対応について（新規）	頁 349～
<u>（新規）</u>	

修正後
修正理由 ・新たな防災気象情報の運用開始に伴い、記載内容を読み替えて取り扱う必要があるため
<p><u>第1節 概要</u> 新たな防災気象情報の運用開始後は、基本・風水害対策編に記載されている従前の防災気象情報に関する記述は、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。</p> <p><u>第2節 読み替え箇所一覧</u> （別紙一覧に記載のとおり）</p> <p>【参考】 上記修正に合わせ、第3章第2節、第3章第3節に以下の※を追加 （修正例）</p> <p>第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 ※ 新たな防災気象情報の運用開始後は、第6章の記載と併せて確認すること。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後
75	<p>第2 勤務時間外における初動体制の確保 《危機管理室、各局等、各区》</p> <p>2 連絡体制</p> <p>(1) 危機管理室の連絡体制</p> <p>危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日2名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、大雨注意報、大雨警報が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。</p>	<p>第2 勤務時間外における初動体制の確保 《危機管理室、各局等、各区》</p> <p>2 連絡体制</p> <p>(1) 危機管理室の連絡体制</p> <p>危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日2名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、レベル2大雨注意報等が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。</p>
75	<p>(3) 区の連絡体制</p> <p>各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名する。指名された職員は、本市に大雨注意報又は大雨警報が発表された場合、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。</p>	<p>(3) 区の連絡体制</p> <p>各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名する。指名された職員は、本市にレベル2大雨注意報等が発表された場合、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後
75	<p>第3 注意体制 《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <p>設置基準</p> <p>ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき(該当区)。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき。</p> <p>ウ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき。</p> <p>エ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。</p> <p>摘要</p> <p>① 下線部は、自動設置とする。 ② ウについては、南海トラフ沿いで発生した地震(一部割れケース)から1週間(168時間経過した以降の正時までの期間)、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり(ゆっくりすべりケース)の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③ 南海トラフ沿いで発生した地震(半割れケース)から1週間を経過した後、さらに1週間(336時間経過した以降の正時までの期間)は、注意体制を基本とする。 ④ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p>	<p>第3 注意体制 《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <p>設置基準</p> <p>ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき(該当区)。 (ア) レベル2 氾濫注意報(中区、南区、安芸区を除く。) (イ) レベル2 大雨注意報 (ウ) レベル2 土砂災害注意報 (エ) 大雪警報 (オ) 暴風雪警報</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき。</p> <p>ウ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき。</p> <p>エ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。</p> <p>摘要</p> <p>① 下線部は、自動設置とする。 ② ウについては、南海トラフ沿いで発生した地震(一部割れケース)から1週間(168時間経過した以降の正時までの期間)、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり(ゆっくりすべりケース)の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③ 南海トラフ沿いで発生した地震(半割れケース)から1週間を経過した後、さらに1週間(336時間経過した以降の正時までの期間)は、注意体制を基本とする。 ④ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後								
76	<p>第4 警戒体制 《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="286 450 1173 1053"> <tr> <td data-bbox="286 450 358 750" style="text-align: center;">設置基準</td> <td data-bbox="358 450 1173 750"> <p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）大雨警報 （イ）洪水警報</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 750 358 1053" style="text-align: center;">摘要</td> <td data-bbox="358 750 1173 1053"> <p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> </td> </tr> </table> <p>※ 大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の3通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。</p>	設置基準	<p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）大雨警報 （イ）洪水警報</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p>	摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p>	<p>第4 警戒体制 《危機管理室災害対策課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1191 450 2083 1053"> <tr> <td data-bbox="1191 450 1263 750" style="text-align: center;">設置基準</td> <td data-bbox="1263 450 2083 750"> <p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）レベル3 氾濫警報以上の警報（中区、南区、安芸区を除く。） （イ）レベル3 大雨警報以上の警報 （ウ）レベル3 土砂災害警報以上の警報 （エ）レベル2 高潮注意報が発表されたとき</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 750 1263 1053" style="text-align: center;">摘要</td> <td data-bbox="1263 750 2083 1053"> <p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。（※）</p> </td> </tr> </table> <p>※ 大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の3通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。</p>	設置基準	<p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）レベル3 氾濫警報以上の警報（中区、南区、安芸区を除く。） （イ）レベル3 大雨警報以上の警報 （ウ）レベル3 土砂災害警報以上の警報 （エ）レベル2 高潮注意報が発表されたとき</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p>	摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。（※）</p>
設置基準	<p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）大雨警報 （イ）洪水警報</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p>									
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。</p> <p>③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p>									
設置基準	<p>ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>（ア）レベル3 氾濫警報以上の警報（中区、南区、安芸区を除く。） （イ）レベル3 大雨警報以上の警報 （ウ）レベル3 土砂災害警報以上の警報 （エ）レベル2 高潮注意報が発表されたとき</p> <p>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。</p>									
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。（※）</p>									

ページ	運用開始前	運用開始後								
78	<p>第5 災害警戒本部 《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="286 343 1173 1173"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置基準</td> <td> <p>ア 洪水警報が発表され、避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>エ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>オ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>カ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">摘要</td> <td> <p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p> </td> </tr> </table> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p>	設置基準	<p>ア 洪水警報が発表され、避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>エ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>オ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>カ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>	摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>	<p>第5 災害警戒本部 《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1191 343 2083 1173"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置基準</td> <td> <p>ア レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。</p> <p>イ レベル3大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。</p> <p>エ レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>オ レベル3高潮警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">摘要</td> <td> <p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p> </td> </tr> </table> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準超過、3時間後までに危険警報基準超過、6時間後までに注意報基準超過を区分して表示）</p>	設置基準	<p>ア レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。</p> <p>イ レベル3大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。</p> <p>エ レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>オ レベル3高潮警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>	摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>
設置基準	<p>ア 洪水警報が発表され、避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>エ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>オ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>カ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>									
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>									
設置基準	<p>ア レベル3氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。</p> <p>イ レベル3大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。</p> <p>エ レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>オ レベル3高潮警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>カ 市域で震度4の地震を観測したとき。</p> <p>キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</p> <p>ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</p>									
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>									

ページ	運用開始前	運用開始後
83	<p>第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <p>ア 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されることの情報を得たとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過又は2時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生のおそれがあるとき。</p> <p>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき。 キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p>ク 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p>ケ 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》</p> <p>1 設置及び廃止 (2) 設置基準</p> <p>ア レベル4氾濫危険警報以上の警報が発表され、氾濫危険水位（※1）に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く）。</p> <p>イ 河川管理者から「レベル4氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。</p> <p>エ レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※2）に危険度（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>オ レベル4高潮危険警報が発表されたとき（該当区）。</p> <p>カ レベル4大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険（紫）」が出現したとき（水位周知下水道は除く）。（該当区）</p> <p>キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p>ク 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 ケ 市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき。 コ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p>サ 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>

ページ	運用開始前			運用開始後																										
	全 員 体 制	コ <u>市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u> サ <u>市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。</u> シ <u>広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> ス 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。	摘 要	全 員 体 制	コ <u>市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u> サ <u>市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。</u> シ <u>広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> ス 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。	摘 要																								
		① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。			① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。																									
	※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）			※1 氾濫発生水位への到達予測を含む。 ※2 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）																										
107	第1 情報の収集・伝達体制 《危機管理室災害対策課》 1 情報の種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象情報等</td> <td>防災気象情報</td> <td>広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、府県気象情報、地方気象情報等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける雷注意報を補足する情報</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	概 要	気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、 府県気象情報、地方気象情報等	(略)		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける雷注意報を補足する情報	(略)		第1 情報の収集・伝達体制 《危機管理室災害対策課》 1 情報の種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:70%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気象情報等</td> <td>防災気象情報</td> <td>広島地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報、注意報、気象解説情報等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	概 要	気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、 危険警報 、警報、注意報、 気象解説情報等	(略)		(削除)		(略)	
	区 分	概 要																												
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、 府県気象情報、地方気象情報等																												
	(略)																													
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける雷注意報を補足する情報																												
	(略)																													
	区 分	概 要																												
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、 危険警報 、警報、注意報、 気象解説情報等																												
	(略)																													
	(削除)																													
	(略)																													

ページ	運用開始前	運用開始後																								
112	第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。） 【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、第15条の2、水防法第10条第1項】	第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。） 【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、第15条の2、水防法第10条第1項】																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府県気象情報 地方気象情報</td> <td>注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、線状降水帯の発生による大雨の可能性等防災上の注意を解説する情報、台風情報、顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等</td> </tr> <tr> <td>注 意 報</td> <td>気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td> </tr> <tr> <td>特 別 警 報</td> <td>気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	府県気象情報 地方気象情報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、線状降水帯の発生による大雨の可能性等防災上の注意を解説する情報、台風情報、顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等	注 意 報	気象等により災害が 起こる おそれがある場合、その旨を 注意する 予報【表3-3-1】	警 報	気象等により重大な災害が 起こる おそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	特 別 警 報	気象等により重大な災害の 起こる おそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象解説情報</td> <td>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表</td> </tr> <tr> <td>気象防災速報</td> <td>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表</td> </tr> <tr> <td>注 意 報</td> <td>気象現象により災害が発生するおそれがある場合に発表【表3-3-1】</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td> </tr> <tr> <td>危 険 警 報</td> <td>重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】</td> </tr> <tr> <td>特 別 警 報</td> <td>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表	気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表	注 意 報	気象現象により災害が 発生する おそれがある場合に 発表 【表3-3-1】	警 報	気象等により重大な災害が 発生する おそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	危 険 警 報	重大な災害等が 起こる おそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】	特 別 警 報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が 発生する おそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】
	種類	概要																								
	府県気象情報 地方気象情報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、線状降水帯の発生による大雨の可能性等防災上の注意を解説する情報、台風情報、顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等																								
	注 意 報	気象等により災害が 起こる おそれがある場合、その旨を 注意する 予報【表3-3-1】																								
	警 報	気象等により重大な災害が 起こる おそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																								
特 別 警 報	気象等により重大な災害の 起こる おそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																									
種類	概要																									
気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表																									
気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表																									
注 意 報	気象現象により災害が 発生する おそれがある場合に 発表 【表3-3-1】																									
警 報	気象等により重大な災害が 発生する おそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																									
危 険 警 報	重大な災害等が 起こる おそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】																									
特 別 警 報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が 発生する おそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																									
113	(3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域	(3) 気象情報、注意報、警報、 危険警報 及び特別警報の発表区域																								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方気象情報</td> <td>中国地方（山口県を除く）</td> </tr> <tr> <td>県気象情報</td> <td>広島県</td> </tr> <tr> <td>注 意 報</td> <td>行政区</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>行政区</td> </tr> <tr> <td>特 別 警 報</td> <td>行政区</td> </tr> </tbody> </table>	地方気象情報	中国地方（山口県を除く）	県気象情報	広島県	注 意 報	行政区	警 報	行政区	特 別 警 報	行政区	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象解説情報</td> <td>中国地方（山口県を除く）、広島県</td> </tr> <tr> <td>気象防災速報</td> <td>広島県</td> </tr> <tr> <td>注意報、警報、危険警報、 特 別 警 報</td> <td>行政区</td> </tr> </tbody> </table>	気象解説情報	中国地方（山口県を除く）、広島県	気象防災速報	広島県	注意報、警報、 危険警報 、 特 別 警 報	行政区								
	地方気象情報	中国地方（山口県を除く）																								
	県気象情報	広島県																								
	注 意 報	行政区																								
	警 報	行政区																								
特 別 警 報	行政区																									
気象解説情報	中国地方（山口県を除く）、広島県																									
気象防災速報	広島県																									
注意報、警報、 危険警報 、 特 別 警 報	行政区																									

ページ	運用開始前	運用開始後								
113	<p>(4) 受信及び伝達</p> <p>ア 広島地方気象台は、大雨警報が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び特別警報の発表時には、ホットラインを活用した支援を行う。</p> <p>イ 広島市は、防災気象情報の収集を行う。大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。</p> <p>ウ 防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。 (受信及び伝達経路図の凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ——→ 注意報・警報・特別警報伝達経路 ——→ 警報・特別警報のみ伝達経路 -・-> 気象情報等伝達経路 ←-▶ ホットライン 	<p>(4) 受信及び伝達</p> <p>ア 広島地方気象台は、レベル3大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な防災気象情報及び特別警報の発表時には、ホットラインを活用した支援を行う。</p> <p>イ 広島市は、防災気象情報の収集を行う。レベル3大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。</p> <p>ウ 防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。 (受信及び伝達経路図の凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ——→ 注意報・警報・危険警報・特別警報伝達経路 ——→ 警報・危険警報・特別警報のみ伝達経路 -・-> 気象情報等伝達経路 ←-▶ ホットライン 								
113	<p>(5) 本市での防災気象情報の活用</p> <p>広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等に活用する。</p> <table border="1" data-bbox="293 895 1167 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 895 584 932">防災気象情報の種類</th> <th data-bbox="584 895 1167 932">防災体制設置の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 932 584 975">大雨、洪水注意報</td> <td data-bbox="584 932 1167 975">注意体制の設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 975 584 1018">大雪、暴風雪警報</td> <td data-bbox="584 975 1167 1018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1018 584 1050">大雨、洪水警報</td> <td data-bbox="584 1018 1167 1050">警戒体制の設置</td> </tr> </tbody> </table>	防災気象情報の種類	防災体制設置の活用	大雨、洪水注意報	注意体制の設置	大雪、暴風雪警報		大雨、洪水警報	警戒体制の設置	<p>(5) 本市での防災気象情報の活用</p> <p>広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、本市の災害応急組織の編成等に活用する。 (削除)</p>
防災気象情報の種類	防災体制設置の活用									
大雨、洪水注意報	注意体制の設置									
大雪、暴風雪警報										
大雨、洪水警報	警戒体制の設置									
113	<p>(6) 住民への伝達等</p> <p>市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に、警報、特別警報等が発表又は解除された場合には、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式SNS、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</p>	<p>(6) 住民への伝達等</p> <p>市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に、警報、危険警報、特別警報等が発表又は解除された場合には、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式SNS、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</p>								
114～ 115	表3-3-1 記載省略	表3-3-1 別紙のとおり								

ページ	運用開始前	運用開始後
131	<p>5 ダム等の放流に関する情報</p> <p>(2) 本市での情報の活用 広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。</p> <p>(3) 住民への伝達等 広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</p>	<p>5 ダム等の放流に関する情報</p> <p>(2) 本市での情報の活用 広島地方気象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報、レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。</p> <p>(3) 住民への伝達等 広島地方気象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報、レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</p>
139～ 140	<p>8 土砂災害警戒情報 【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条、土砂災害防止法第 27 条】</p> <p>(1) 発表・通知機関 ア 発表機関 広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が共同発表 イ 通知機関 広島県危機管理監危機管理課及び広島県土木建築局砂防課</p> <p>(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 大雨警報発表中において、 実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町単位（広島市においては、行政区単位）ごとに発表する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。</p> <p>(3) 受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。</p>	<p>8 土砂災害警戒情報 【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法第 13 条、土砂災害防止法第 27 条】</p> <p>市区町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市区町を特定して土砂災害の警戒が呼びかけられる情報で、広島県と広島地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第 13 条第 1 項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。</p> <p>(1) 発表・通知機関 ア 発表機関 広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が共同発表 イ 通知機関 広島県危機管理監危機管理課</p> <p>(2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市区町（広島市においては、行政区単位）ごとに発表する。</p> <p>(3) 受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。</p>

ページ	運用開始前	運用開始後
	<pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県(砂防課)] A --> C[広島県(危機管理課)] B --> D[気象庁] C --> E[市災害対策本部(危機管理室)] D --> F["(一財)気象業務支援センター"] F --> G[民間気象事業者] G -- FAX --> E E --> H[各局等] E --> I["各区本部(区役所)各消防署"] E --> J[地区住民] K[日本放送協会] --> L[日本放送協会広島放送局] L --> J M[民間報道機関] --> J </pre>	<pre> graph TD A[広島地方気象台] --> B[広島県(危機管理課)] A --> C[広島県土木建築局砂防課] B --> D["市災害対策本部(危機管理室)"] C --> D D --> E[各局等] D --> F["各区本部(区役所)各消防署"] D --> G[地域住民] H[気象業務支援センター] --> D I[日本放送協会] --> J[日本放送協会広島放送局] J --> G K[民間報道機関] --> G </pre>
140～141	<p>11 竜巻注意情報 気象業務法第13条に基づく気象についての予報 (1)～(4) (略)</p>	(削除)

特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等	概要	
レベル5 特別警報 (警戒 レベル 5 に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 (警戒 レベル 4 に相当)	レベル4 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル3 警報 (警戒 レベル 3 に相当)	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒 レベル 2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。	

1 ※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川

2 指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第14条の2第2項又は第3項の規定により、広島地方気象台は、水防法第10条第2項又は第11条第1項の規定により指定された河川について、太田川河川事務所又は広島県と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

- 2 レベル2注意報・レベル3警報・レベル4危険警報・レベル5特別警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たなレベル3警報等が発表されるときは、これまで継続中のレベル2注意報等は自動的に解除され新たなレベル3警報等に切り替えられる。
- 3 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。
- 4 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨及び土砂災害の注意報・警報・危険警報を発表することがある。

特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付けられる場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された	

	ときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもつて代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル3 氾濫警報 又はレベル3 大雨 警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4 氾濫危険 警報又はレベル4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル5 氾濫特別 警報又はレベル5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。

水防活動用 気象注意報	レベル2大雨注意 報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると 予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	レベル2高潮注意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によ り重大な災害が予想されたときに発表され る。
水防活動用 洪水注意報	レベル2氾濫注意 報又はレベル2大 雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による 河川の増水により、災害が発生するおそれ があると予想されたときに発表される。